

国 有 財 産 の 概 要

第 1 国 有 財 産 の 制 度

1. 国 有 財 産 と は

国の所有する財産には、現金や預金のほか、土地・建物等の不動産、船舶・自動車・航空機等の動産、貸付金等の債権、著作権・特許権等の知的財産権、地上権・鉱業権等の用益物権等多種多様なものがある（広義の国有財産）が、ここにいる国有財産とは、国有財産法（昭和23年法律第73号）第2条及び附則第4条に規定されている財産（狭義の国有財産）、すなわち第1表に示すものをいう。

第 1 表 国 有 財 産 の 範 囲

(1) 国 有 財 産 法 第 2 条 に 規 定 す る 国 有 財 産

国 有 財 産	物	不 動 産	(1) 土地 (2) 土地の定着物（建物、立木竹等）
		動 産	(1) 船舶、浮標、浮棧橋、浮ドック、航空機 (2) 不動産及び(1)に掲げる動産の従物（昇降機、冷暖房装置等）
	財 産 権	用 益 物 権	(1) 地上権 (2) 地役権 (3) 鉱業権 (4) 以上のものに準ずる権利（採石権等）
		知 的 財 産 権	(1) 特許権 (2) 著作権 (3) 商標権 (4) 実用新案権 (5) 以上のものに準ずる権利（意匠権等）
		有 価 証 券 等（国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所 有するものを除く。）	(1) 株式 (2) 新株予約権 (3) 社債（特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。） (4) 地方債 (5) 信託の受益権 (6) 以上のものに準ずるもの (7) 出資による権利

※ (5)信託の受益権には、国有財産法第28条の2の規定により行った不動産の信託の受益権が含まれる。

(2) 国 有 財 産 法 附 則 第 4 条 に 規 定 す る 国 有 財 産

旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具

2. 国 有 財 産 の 分 類 及 び 種 類

国有財産は、行政財産と普通財産とに分類され、行政財産は、さらに4つの種類に分けられている（国有財産法第3条）。

(1) 行 政 財 産

イ. 公 用 財 産

国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、庁舎、国家公務員宿舎）

ロ. 公 共 用 財 産

国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、公園、道路、海浜地）

ハ. 皇 室 用 財 産

国において皇室の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、皇居、御所、御用邸、陵墓）

ニ. 森 林 経 営 用 財 産

国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定した財産

(2) 普 通 財 産

普通財産とは、行政財産以外の一切の国有財産をいい、原則として特定の行政目的に直接供されることのないものであり、その内容は様々な性格の財産から構成されている。

これらの財産は、行政財産に近い性格を有する財産とそれ以外の財産に大別できる。前者の例としては、イ. 国が政策目的を達成するために特別の法律の規定に基づいて行った現金出資又は現物出資により取得した出資による権利、ロ. アメリカ合衆国の軍隊に条約に基づき提供するキャンプ地、飛行場、港湾施設等があり、通常の普通財産のように自由に処分することはできないものである。後者の財産は、その時々¹の社会的要請に即応して効率的、かつ、適正に管理又は処分を行うべき性質の財産である。

また、取得の経緯からみると、相続税法等の規定により租税物納として金銭に代えて国庫に納付され普通財産となったもの、又は行政財産が不要となって本来の行政目的に供されなくなった場合、すなわち用途廃止されて普通財産となったもの等がある。

3. 国有財産の管理及び処分

(1) 管理処分の仕組み

国有財産の管理とは、これを取得し、維持保存し、又は貸付け等の運用をすることであり、処分とは、売払い、交換、譲与、信託等をするをいう。これら管理処分の仕組みは、行政財産と普通財産とは異なっている。

行政財産は各省各庁の長が管理するが（国有財産法第5条）、国有財産法に定める場合（例えば、地方公共団体等がその経営する鉄道等の施設の用に供する場合において、これらの者のために地上権を設定する場合、庁舎等の一部に余裕がある場合で、当該余裕部分を国以外の者に貸し付ける場合等）のほか、これを売払い、貸付け、又はこれに私権を設定することはできないことになっている（国有財産法第18条）。

これに対し、普通財産は原則として財務大臣が管理処分し（国有財産法第6条）、これを売払い、貸付け、又はこれに私権を設定することも可能である（国有財産法第20条）。

行政財産が不要となった場合は、各省各庁の長は、その用途を廃止して普通財産とし、これを財務大臣に引き継がなければならない（国有財産法第8条）。もっとも、交換や取こわしの目的で用途廃止するもの等引継不適当の財産や国債整理基金特別会計等10の特別会計に属する財産は、用途廃止後もそのまま所管の各省各庁の長が、管理処分を行うこととなっている。

財務大臣は、普通財産を管理処分するとともに、国有財産の管理処分の総括を行っている（国有財産法第7条）。国有財産の総括とは、国有財産の適正な方法による管理処分を行うため、国有財産の制度を整え、その管理処分の事務を統一し、その増減、現在額及び現状を明らかにし、並びにその管理処分について、必要な調整をすることをいう（国有財産法第4条）。

この国有財産の総括に関する事務の具体的な内容としては、イ。国有財産に関する資料若しくは報告を求め、実地監査をし、又は用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な措置を求めること（国有財産法第10条）ロ。所管換の協議を受けること（国有財産法第12条）ハ。取得、処分等の協議を受けること（国有財産法第14条）等がある。

なお、財務大臣の行う総括事務や各省各庁の長の行う管理処分の事務は、その一部を下部機関である部局等の長に委任できることとなっている（国有財産法第9条第1項及び第2項）。また、管理処分の事務の一部は、都道府県又は市町村が行うことができることとなっている（国有財産法第9条第3項及び第4項）。

(2) 国有財産台帳

イ。国有財産の管理処分を適正、かつ、効率的に行うためには、国有財産の現況を正確に把握することが必要である。そのため各省各庁又はその下部機関の部局等は、国

有財産台帳を備えて、その所管する財産の現況を記録することとされている（国有財産法第32条）。

この国有財産台帳は、財産の区分（土地、立木竹、建物、工作物等の区別をいう。）、種目（土地における敷地、宅地、原野等の区別、建物における事務所建、住宅建等の区別をいう。）、所在、数量、価格、得喪変更の年月日及び事由、その他必要な事項を記録することになっている。したがって、国有財産の取得、所管換、処分その他の事由によって、これに変動が生じた場合には、その増減を台帳に記録して整理を行っている。

国有財産は、原則として国有財産台帳に記録されるが、例外として記録されないものがある（国有財産法第38条）。これは、（イ）公共用財産のうち公園、広場として公共の用に供し、又は供するものと決定したもの以外のもの（すなわち、道路、河川、海浜地等）と、（ロ）一般会計に属する普通財産のうち都道府県道又は市町村道の用に供するため貸し付けたものである。

なお、これらの財産については、所管大臣がそれぞれの管理法規により、管理を行うための公共物の管理台帳を作成することとなっている。

また、このほか、実際上国有財産台帳に記録されていない国有財産（いわゆる脱落地）があるが、これらについては、実態を把握する都度、台帳に記録することとしている。

ロ。国有財産台帳に新たに登録される価格は、原則として取得価格である。この台帳価格については、財務大臣が指定するものを除き、その後の価格変動等に伴う修正を行うため、国有財産法施行令第23条の規定に基づき、毎年度、評価替（以下「価格改定」という。）を行うこととしている。

（注） 価格改定の評価方法

- ・土地…原則として、相続税評価額
- ・建物、工作物等…改定前台帳価格から減価償却額を控除した額
- ・政府出資等…市場価格のあるものは市場価格、市場価格のないものは純資産額

ハ。平成22年1月からの国有財産総合情報管理システムの実施に伴い、国有財産台帳は電子化されている。

(3) 国有財産増減及び現在額報告書等、同総計算書等

各省各庁の長は、その所管する国有財産について、年度間の増減及び当該年度末の現在額を、国有財産増減及び現在額報告書として作成することとなっている。また、その所管する国有財産のうち、国有財産法の規定により無償貸付した財産について国有財産無償貸付状況報告書を作成することとなっている。

各省各庁の長はこれらの報告書を財務大臣に送付し、財務大臣はこれらに基づき国有財産増減及び現在額総計算書並びに国有財産無償貸付状況総計算書を作成することとされている（国有財産法第33条及び第36条）。

財務大臣は、この両総計算書を内閣に送付し、内閣はこれらを会計検査院に送付して検査を受けたうえ、翌年度開会の国会の常会に報告することとなっている（国有財産法第34条及び第37条）。

なお、平成15年度決算からは、国会からの「決算の早期化」の要請を受けて、両総計算書を国有財産法の規定よりも2ヶ月程度早く国会に報告することとされたところである。

- (注) 1. 本特集号の国有財産に関する現在額等の統計数字は、令和4年度国有財産増減及び現在額総計算書並びに国有財産無償貸付状況総計算書に基づき作成したものである。
2. 統計の配列は、総括関係統計、行政財産関係統計、普通財産関係統計の順とし、巻末に参考資料を掲載した。

第2 国有財産の現在額

1. 国有財産の総額

国有財産の令和4年度末における現在額は、131兆8,347億円であり、そのうち行政財産は26兆5,627億円（20.1%）、普通財産は105兆2,720億円（79.9%）である。

(注) 国有財産の総額には、公共用財産のうち、道路、河川、海浜地等は含まれていない。

2. 区分別現在額（統計1, 2, 8, 20, 24参照）

令和4年度末現在の国有財産を区分別にみると第2表のとおりであり、政府出資等が総額の75.0%を、土地が15.2%を占め、次いで立木竹、建物、工作物の順となっている。

(1) 土地

土地の現在額は87,563km²、19兆9,816億円であり、この面積は、国土面積377,973km²の約23.2%に相当する。

土地のうち、行政財産は86,665km²、14兆8,233億円であり、普通財産は898km²、5兆1,582億円である。

行政財産のうち、面積の主なものは、農林水産省所管の森林経営用財産85,307km²（1兆519億円）である（第3表参照）。価格の主なものは、公用財産の12兆3,785億円（1,202km²）であって、その主なものは、防衛省所管の4兆2,778億円（1,013km²）、国土交通省所管の1兆5,845億円（89km²）及び財務省所管の1兆3,730億円（8km²）である。

また、普通財産の土地の現況は第4表のとおりであって、アメリカ合衆国の軍隊への提供を行っているもの68km²、2兆859億円、公園等として地方公共団体等へ貸し付けしているもの89km²、2兆858億円が大半を占めている。

(2) 立木竹

立木竹の現在額は3兆9,562億円であって、行政財産は3兆9,381億円であり、普通財産は180億円である。

行政財産の主なものは、農林水産省所管の森林経営用財

第2表 令和4年度末国有財産区分別現在額

(令和5年3月31日現在) (単位 億円)

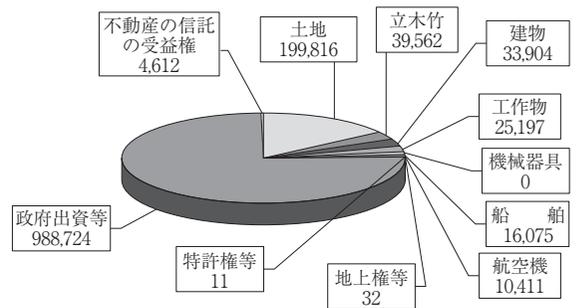
区 分	数量単位	数 量	価 格
土 地	千平方メートル	87,563,617	199,816
立 木 竹			39,562
建 物	延べ千平方メートル	58,796	33,904
工 作 物			25,197
機 械 器 具			0
船 舶	隻	2,342	16,075
航 空 機	機	1,570	10,411
地 上 権 等	千平方メートル	3,230	32
特 許 権 等	千件	1,906	11
政 府 出 資 等			988,724
不動産の信託の受益権	件	2	4,612
合 計			1,318,347

(注) 1. 公園・広場以外の、道路・河川・海浜地等の公共用財産は含まれていない。

2. 計数は、単位未満を切り捨てているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第2表 参 考

(単位 億円)



第3表 行政財産（土地）の現況

(令和5年3月31日現在) (単位 千m², 億円, %)

種 類	数 量	割 合	価 格	割 合
公 用 財 産	1,202,363	1.4	123,785	83.5
うち 防 衛 省 所 管	1,013,093	1.2	42,778	28.9
うち 国 土 交 通 省 所 管	89,866	0.1	15,845	10.7
公 共 用 財 産	136,945	0.2	6,804	4.6
皇 室 用 財 産	19,055	0.0	7,124	4.8
森 林 経 営 用 財 産	85,307,077	98.4	10,519	7.1
合 計	86,665,441	100.0	148,233	100.0

(注) 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第4表 普通財産（土地）の現況

(令和5年3月31日現在) (単位 千㎡, 億円, %)

区 分	数 量	割 合	価 格	割 合
一般会計所属財産	896,253	99.8	50,992	98.9
在日米軍への提供地	68,566	7.6	20,859	40.4
地方公共団体等への貸付地	89,665	10.0	20,858	40.4
時 価 貸 付	15,175	1.7	4,828	9.4
無 償 貸 付	71,314	7.9	14,578	28.3
減 額 貸 付	3,175	0.4	1,452	2.8
未 利 用 国 有 地	9,208	1.0	5,283	10.2
その他（山林原野等）	728,812	81.1	3,990	7.7
特別会計所属財産	1,922	0.2	590	1.1
合 計	898,176	100.0	51,582	100.0

(注) 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

産3兆8,349億円である。

また、普通財産の主なものは、環境省所管の94億円である。

(3) 建物

建物の現在額は延べ面積（以下「延べ」という。）58km²、3兆3,904億円であって、行政財産は延べ48km²、2兆9,189億円であり、普通財産は延べ9km²、4,714億円である。

行政財産の主なものは、公用財産延べ48km²、2兆8,483億円であって、その主なものは、防衛省所管の延べ18km²、9,857億円、財務省所管の延べ9km²、4,543億円及び法務省所管の延べ6km²、4,059億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の延べ6km²、3,212億円及び防衛省所管の延べ3km²、1,284億円である。

(4) 工作物

工作物の現在額は2兆5,197億円であって、行政財産は2兆2,292億円であり、普通財産は2,904億円である。

行政財産の主なものは、公用財産2兆986億円であって、その主なものは、国土交通省所管の7,992億円、防衛省所管の5,122億円及び経済産業省所管の3,117億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の1,773億円及び防衛省所管の1,064億円である。

(5) 機械器具

機械器具の現在額は20億円であって、そのすべてが財務省所管一般会計の普通財産である。機械器具は、旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具であり、国有財産法附則第4条の規定によって国有財産とされている。

(6) 船舶

船舶の現在額は2,342隻、1兆6,075億円であって、行政財産は2,314隻、1兆6,075億円であり、普通財産は28隻、0.2億円である。

行政財産の主なものは、公用財産2,235隻、1兆6,075億円であって、その主なものは、防衛省所管の478隻、1兆3,190億円及び国土交通省所管の1,522隻、2,546億円である。

また、普通財産の主なものは、防衛省所管の17隻、0.2億円である。

(7) 航空機

航空機の現在額は1,570機、1兆411億円であって、行政財産は1,563機、1兆410億円であり、普通財産は7機、0.7億円である。

行政財産はすべて公用財産であって、その主なものは、防衛省所管の1,369機、9,689億円及び国土交通省所管の107機、544億円である。

(8) 地上権等（統計9、10参照）

地上権等（地上権、地役権、鉱業権等）の現在額は3km²、32億円であって、行政財産は3km²、32億円であり、普通財産は1km²、5百万円である。

行政財産の主なものは、公用財産3km²、32億円であって、その主なものは、環境省所管の地上権2km²、22億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の地役権0.1km²、4百万円である。

(9) 特許権等（統計9、10参照）

特許権等（特許権、著作権、商標権、実用新案権等）の現在額は1,906千件、11億円であって、行政財産は1,906千件、11億円であり、普通財産は0.1千件、0.4億円である。

行政財産はすべて公用財産であって、その主なものは、国土交通省所管の著作権1,902千件、10億円である。

また、普通財産の主なものは、農林水産省所管の著作権1千件、0.4億円である。

(10) 政府出資等

政府出資等の現在額は国有財産総額の75.0%に及ぶ98兆8,724億円であって、その99.3%に当たる98兆2,221億円は、国が特別の法律（国際条約を含む。）の規定に基づいて独立行政法人等に対して出資等を行ったことにより取得した出資による権利、株式等の普通財産である。

政府出資の現在額を会計別、出資法人の種類別にみると第5表のとおりであって、このうち、66兆7,533億円は一般会計からの、31兆4,687億円は特別会計からの出資である。

一般会計からの出資の主なものは、株式会社日本政策金融公庫（13兆9,773億円）、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（10兆7,752億円）、独立行政法人国際協力機構（10兆2,702億円）、及び国際開発協会（3兆8,388億円）への出資である。

特別会計からの出資の主なものは、外国為替資金特別会計から国際通貨基金（5兆7,032億円）、年金特別会計から全国健康保険協会（4兆9,135億円）、財政投融资特別会計

第5表 政府出資現在額

(令和5年3月31日現在) (単位 億円)

政府出資法人	法人数	国有財産台帳価格		
		一般会計	特別会計	合計
金融機関	2	1,576	127	1,703
事業団等	9	12,800	50,670	63,471
独立行政法人	83	332,116	38,211	370,328
国立大学法人	82	78,908	-	78,908
大学共同利用機関法人	4	3,250	-	3,250
特殊会社	30	169,250	168,645	337,896
国際機関	11	69,538	57,032	126,570
清算法人等	4	91	-	91
合計	225	667,533	314,687	982,221

- (注) 1. 市場価格のある株式及び出資証券は市場価格により、また、市場価格のないものは各法人及び各勘定の貸借対照表の総資産から総負債を差し引いた純資産額により、それぞれ年度末時点で評価したものとしている(国有財産台帳価格)。
 2. 金融機関…沖縄振興開発金融公庫及び日本銀行。
 3. 事業団等…日本私立学校振興・共済事業団外8事業団等。
 4. 独立行政法人…国立公文書館外82法人。
 5. 国立大学法人…北海道大学外81国立大学法人。
 6. 大学共同利用機関法人…人間文化研究機構外3大学共同利用機関法人。
 7. 特殊会社…日本電信電話株式会社外29会社。
 8. 国際機関…国際通貨基金外10機関。
 9. 清算法人等…日本製鐵株式会社外1清算法人及び南方開発金融庫外1閉鎖機関。
 10. 計数は、単位未満を切り捨てているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

から日本電信電話株式会社(4兆6,249億円)、財政投融資特別会計から株式会社日本政策投資銀行(3兆8,865億円)及び財政投融資特別会計から株式会社国際協力銀行(2兆9,085億円)への出資である。

(法人別内訳及び法人の概要は統計13, 14参照)

(1) 不動産の信託の受益権

不動産の信託の受益権の現在額は、財務省所管の普通財産2件、4,612億円である。

3. 会計別・分類別・種類別現在額(統計3, 8参照)

令和4年度末現在の国有財産を会計別、分類別、種類別にみると第6表のとおりである。

また、公用財産、公共用財産、皇室用財産、森林経営用財産及び普通財産について、それぞれの用途別の割合を図示すれば第6表(参考)のとおりである。

なお、行政財産及び普通財産について、区分別に表示すると第7表のとおりである。

4. 所管別現在額(統計5, 18, 20, 24参照)

令和4年度末現在の国有財産を所管別にみると第8表のとおりである。現在額の73.9%に当たる97兆4,055億円が財務省

第6表 国有財産会計別・分類別・種類別現在額(令和5年3月31日現在)

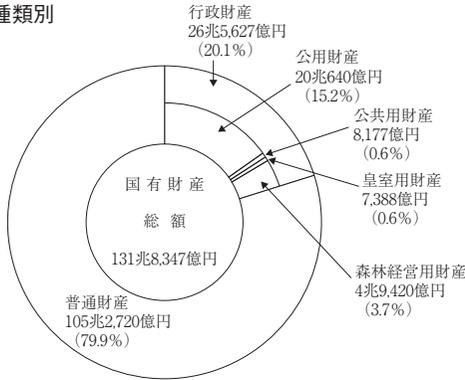
(単位 億円, %)

分類・種類	土 地		建 物		そ の 他		計		
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
(一般会計)	千平方メートル		延べ千平方メートル						
行政財産	86,590,868	135,116	46,679	27,719	78,067	立木竹	39,323	240,904	24.8
公用財産	1,127,790	110,668	45,838	27,013	38,235	船 舶	16,028	175,917	18.1
公共用財産	136,945	6,804	621	578	794	工作物	635	8,177	0.8
皇室用財産	19,055	7,124	219	127	137	工作物	120	7,388	0.8
森林経営用財産	85,307,077	10,519	-	-	38,900	立木竹	38,349	49,420	5.1
普通財産	896,253	50,992	9,757	4,696	675,296	政府出資等	667,603	730,984	75.2
計	87,487,122	186,109	56,436	32,415	753,364			971,888	100.0
(特別会計)									
行政財産	74,573	13,117	2,225	1,469	10,136	工作物	9,975	24,723	7.1
公用財産	74,573	13,117	2,225	1,469	10,136	工作物	9,975	24,723	7.1
公共用財産	-	-	-	-	-			-	-
皇室用財産	-	-	-	-	-			-	-
森林経営用財産	-	-	-	-	-			-	-
普通財産	1,922	590	134	18	321,126	政府出資等	321,120	321,735	92.9
計	76,495	13,707	2,359	1,488	331,263			346,459	100.0
(合計)									
行政財産	86,665,441	148,233	48,905	29,189	88,204	立木竹	39,381	265,627	20.1
公用財産	1,202,363	123,785	48,064	28,483	48,371	工作物	20,986	200,640	15.2
公共用財産	136,945	6,804	621	578	794	工作物	635	8,177	0.6
皇室用財産	19,055	7,124	219	127	137	工作物	120	7,388	0.6
森林経営用財産	85,307,077	10,519	-	-	38,900	立木竹	38,349	49,420	3.7
普通財産	898,176	51,582	9,891	4,714	996,423	政府出資等	988,724	1,052,720	79.9
合計	87,563,617	199,816	58,796	33,904	1,084,627			1,318,347	100.0

- (注) 1. 一般会計合計額と特別会計合計額の割合は、一般会計73.7%、特別会計26.3%である。
 2. 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。
 3. 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

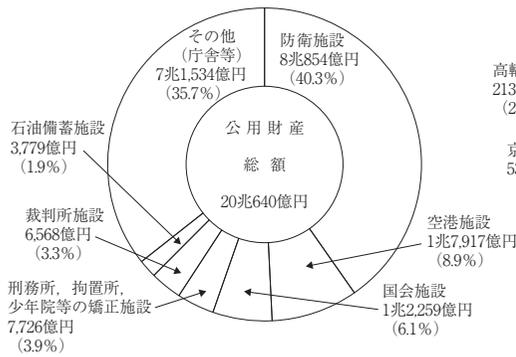
第6表 (参考) 国有財産分類別・種類別現在額 (令和5年3月31日現在)

1. 分類・種類別

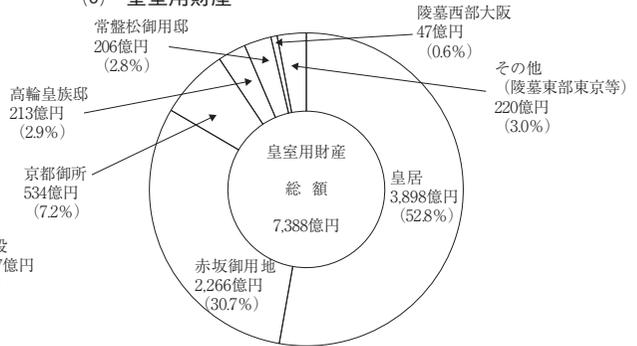


2. 行政財産

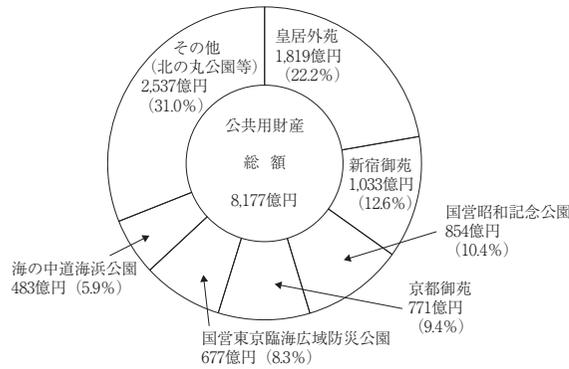
(1) 公用財産



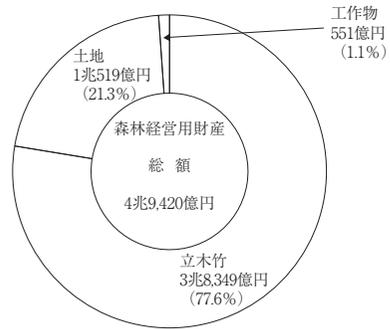
(3) 皇室用財産



(2) 公共用財産

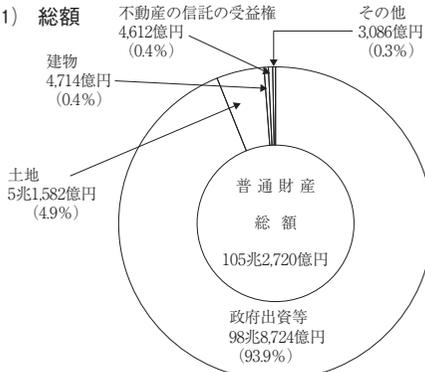


(4) 森林経営用財産

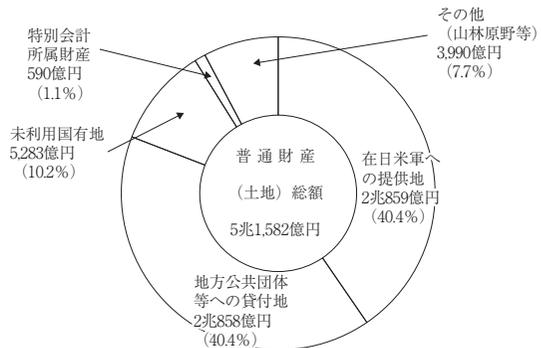


3. 普通財産

(1) 総額



(2) 普通財産 (土地)



第7表 国有財産分類別・区分別現在額

(令和5年3月31日現在)(単位 億円, %)

分類・区分	価 格	割 合
行政財産	265,627	20.1
土 地	148,233	11.2
立 木	39,381	3.0
建 物	29,189	2.2
工 作 物	22,292	1.7
船 舶 ・ 航 空 機	26,485	2.0
そ の 他	44	0.0
普通財産	1,052,720	79.9
土 地	51,582	3.9
立 木	180	0.0
建 物	4,714	0.4
工 作 物	2,904	0.2
機 械 器 具	0	0.0
船 舶 ・ 航 空 機	1	0.0
政 府 出 資 等	988,724	75.0
そ の 他	4,612	0.3
合 計	1,318,347	100.0

(注) 1. 上記は、国有財産増減及び現在額総計算書に基づき作成したものであり、道路、河川等は含まれていない。

2. 価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

所管に係るものであって、その98.0%は普通財産95兆4,893億円(主として政府出資等89兆5,064億円)である。

次に、防衛省所管に係るものが総額の6.3%、8兆3,236億円であって、その97.1%は行政財産8兆854億円(主として土地4兆2,778億円)である。

以下、厚生労働省所管に係るものが総額の5.1%、6兆7,427億円であって、その92.7%は普通財産6兆2,486億円(主として政府出資等6兆2,427億円)、農林水産省所管に係るものが総額の4.1%、5兆3,725億円であって、その97.6%は行政財産5兆2,437億円(主として立木竹3兆8,760億円)の順となっている。

第3 国有財産の増減額

1. 増減の総額(統計15, 16参照)

国有財産の令和4年度中の総増加額は8兆3,041億円、総減少額は3兆179億円であって、差し引き5兆2,862億円の純増加となっている。

2. 区分別増減額(統計15参照)

令和4年度における国有財産の増減額を区分別にみると第9表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による

増減額を差し引いた増減額は第10表のとおりであって、増加した主なものは、政府出資等2,999億円(1兆255億円増加、7,255億円減少)及び工作物2,903億円(3,237億円増加、333億円減少)である。また、価格改定による増減額は第11表のとおりである。

3. 会計別増減額

令和4年度における国有財産の増減額を会計別にみると第12表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第13表のとおりであって、一般会計は1兆4,572億円(1兆9,134億円増加、4,561億円減少)の増加、特別会計は518億円(4,612億円増加、5,130億円減少)の減少となっている。

特別会計の増加の主なものは、財政投融资特別会計2,979億円、自動車安全特別会計749億円及びエネルギー対策特別会計520億円、減少の主なものは、財政投融资特別会計4,207億円及び年金特別会計472億円である。

4. 分類別・種類別増減額

令和4年度における国有財産の増減額を分類別、種類別にみると第14表のとおりである。この増減額から価格改定による増減額を差し引いた増減額は第15表のとおりであって、行政財産の純増加額は1兆981億円であり、普通財産の純増加額は3,073億円である。

5. 所管別増減額(統計16参照)

令和4年度における国有財産の増減額を所管別にみると第16表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第17表のとおりであって、増加した主なものは、防衛省所管の6,667億円(6,900億円増加、233億円減少)、減少したものは、厚生労働省所管の737億円(118億円増加、855億円減少)である。

6. 事由別増減額(統計15, 16参照)

国有財産の増減を事由別に大別すると、国と国以外の者との間の異動と、国の内部における異動とに分けることができる。

前者を対外的異動、後者を対内的異動とすれば、購入、売却、出資等は対外的異動であり、所管換(各省各庁の長の間において国有財産の所管を移すことをいう)、所属替(同一所管内において二以上の部局等がある場合に、一の部局等に所属する国有財産を他の部局等の所属に移すことをいう)等は対内的異動である。

対外的異動には、増加については、歳出を伴うもの(購入、新築、新設等)と歳出を伴わないもの(租税物納等)があり、減少については、歳入を伴うもの(売却、出資金回収等)と歳入を伴わないもの(譲与、取こわし等)がある。

対内的異動は、調整上の増減、整理上の増減及び価格改定上の増減に分けることができる。

第8表 国有財産分類別・所管別現在額（令和5年3月31日現在）

（単位 億円、％）

分類・所管	土 地		建 物		そ の 他			計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
(行政財産)	千平方メートル		延べ千平方メートル						
衆議院	360	7,774	621	631	142	工作物	136	8,548	3.2
参議院	135	3,418	221	227	64	工作物	56	3,711	1.4
最高裁判所	2,160	4,688	2,022	1,515	365	工作物	351	6,568	2.5
会計検査院	46	15	12	4	1	工作物	1	21	0.0
内閣府	325	322	59	47	30	工作物	29	401	0.2
内閣府庁	23,658	16,764	2,516	1,647	880	工作物	648	19,292	7.3
デジタル庁	—	—	1	4	6	工作物	6	11	0.0
総務省	305	1,361	288	227	55	工作物	45	1,643	0.6
法務省	38,120	8,995	6,338	4,059	1,147	工作物	1,108	14,201	5.3
外務省	1,077	2,802	610	1,039	758	工作物	751	4,600	1.7
財務省	8,857	13,730	9,026	4,543	887	工作物	797	19,162	7.2
文部科学省	5,032	3,044	269	338	44	工作物	42	3,427	1.3
厚生労働省	9,741	3,323	2,146	1,281	336	工作物	323	4,940	1.9
農林水産省	85,311,489	12,542	1,033	282	39,612	立木竹	38,760	52,437	19.7
経済産業省	11,595	3,302	378	190	3,183	工作物	3,117	6,675	2.5
国土交通省	127,430	18,622	4,955	2,931	11,693	工作物	8,410	33,247	12.5
環境省	112,011	4,746	316	359	774	工作物	722	5,880	2.2
防衛省	1,013,093	42,778	18,085	9,857	28,218	船	13,190	80,854	30.4
計	86,665,441	148,233	48,905	29,189	88,204			265,627	100.0
(普通財産)									
衆議院	—	—	—	—	—			—	—
参議院	—	—	—	—	—			—	—
最高裁判所	—	—	—	—	—			—	—
会計検査院	—	—	—	—	—			—	—
内閣府	—	—	—	—	—			—	—
内閣府庁	—	—	0	0	94	政府出資等	93	94	0.0
デジタル庁	—	—	—	—	—			—	—
総務省	12	0	2	0	0	工作物	0	0	0.0
法務省	1	98	0	0	—			98	0.0
外務省	28	2	16	14	11	工作物	11	28	0.0
財務省	670,001	50,181	6,393	3,212	901,499	政府出資等	895,064	954,893	90.7
文部科学省	138	1	22	20	1,830	政府出資等	1,830	1,852	0.2
厚生労働省	279	50	53	7	62,428	政府出資等	62,427	62,486	5.9
農林水産省	225,063	874	15	2	410	政府出資等	408	1,288	0.1
経済産業省	5	0	1	1	20,940	政府出資等	20,940	20,942	2.0
国土交通省	2,636	370	7	2	7,919	政府出資等	7,914	8,293	0.8
環境省	—	—	276	168	191	立木竹	94	359	0.0
防衛省	9	1	3,101	1,284	1,096	工作物	1,064	2,382	0.2
計	898,176	51,582	9,891	4,714	996,423			1,052,720	100.0
(合計)									
衆議院	360	7,774	621	631	142	工作物	136	8,548	0.6
参議院	135	3,418	221	227	64	工作物	56	3,711	0.3
最高裁判所	2,160	4,688	2,022	1,515	365	工作物	351	6,568	0.5
会計検査院	46	15	12	4	1	工作物	1	21	0.0
内閣府	325	322	59	47	30	工作物	29	401	0.0
内閣府庁	23,658	16,764	2,516	1,647	974	工作物	648	19,386	1.5
デジタル庁	—	—	1	4	6	工作物	6	11	0.0
総務省	317	1,361	290	227	55	工作物	45	1,644	0.1
法務省	38,122	9,093	6,338	4,059	1,147	工作物	1,108	14,300	1.1
外務省	1,105	2,804	627	1,053	770	工作物	763	4,629	0.4
財務省	678,858	63,912	15,420	7,755	902,387	政府出資等	895,064	974,055	73.9
文部科学省	5,171	3,046	291	358	1,874	政府出資等	1,830	5,279	0.4
厚生労働省	10,021	3,373	2,200	1,289	62,764	政府出資等	62,427	67,427	5.1
農林水産省	85,536,552	13,416	1,048	285	40,023	立木竹	38,762	53,725	4.1
経済産業省	11,600	3,302	380	191	24,123	政府出資等	20,940	27,617	2.1
国土交通省	130,066	18,993	4,963	2,934	19,613	工作物	8,413	41,540	3.2
環境省	112,011	4,746	593	527	966	工作物	774	6,240	0.5
防衛省	1,013,102	42,779	21,187	11,141	29,314	船	13,190	83,236	6.3
計	87,563,617	199,816	58,796	33,904	1,084,627			1,318,347	100.0

(注) 1. 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

2. 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第9表 国有財産区分別増減額（令和4年度）

（単位 億円, %）

区 分	数量単位	増			減			差 引		
		数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	
土 地	千平方メートル	8,770	3,302	4.0	124,321	1,541	5.1	△115,551	1,760	
立木竹	樹 木	千 本	53	171	(0.2)	81	14	(0.0)	△27	156
	立 木	千立方メートル	27,758	3,789	(4.6)	6,834	636	(2.1)	20,924	3,153
	竹	千 束	0	1	(0.0)	0	0	(0.0)	△0	1
	計		3,962	4.8		650	2.2		3,311	
建物	建面積	千平方メートル	438	2,047	2.5	438	2,055	6.8	0	△7
	延べ面積	千平方メートル	1,042			897			144	
工 作 物 具			3,237	3.9		3,275	10.9		△38	
機 械 器 具			—	—		—	—		—	
船 舶	汽 船	千 隻	84	620	(0.7)	86	733	(2.4)	△2	△112
	ト ン		24			22			1	
	艦 船	千 隻	26	2,535	(3.1)	19	1,907	(6.3)	7	627
	ト ン		31			12			18	
	計		185	3,160	3.8	180	2,645	8.8	5	514
航 空 機	機	44	2,722	3.3	42	3,722	12.3	2	△1,000	
地 上 権 等	千平方メートル	105	3	0.0	3	0	0.0	101	3	
特 許 権 等	千 件	15	0	0.0	1	1	0.0	13	△1	
政 府 出 資 等			62,570	75.3		16,285	54.0		46,284	
不 動 産 の 信 託 の 受 益 権	件	—	2,034	2.5	—	—	—	—	2,034	
合 計			83,041	100.0		30,179	100.0		52,862	

（注）数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第10表 国有財産区分別増減額（令和4年度）
（価格改定による増減額を除いたもの）

（単位 億円, %）

区 分	数量単位	増			減			差 引		
		数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	
土 地	千平方メートル	8,770	886	3.7	124,321	805	8.3	△115,551	80	
立木竹	樹 木	千 本	53	3	(0.0)	81	14	(0.2)	△27	△10
	立 木	千立方メートル	27,758	1,429	(6.0)	6,834	208	(2.2)	20,924	1,220
	竹	千 束	0	0	(0.0)	0	0	(0.0)	△0	△0
	計		1,433	6.0		223	2.3		1,209	
建物	建面積	千平方メートル	438	2,047	8.6	438	496	5.1	0	1,550
	延べ面積	千平方メートル	1,042			897			144	
工 作 物 具			3,237	13.6		333	3.4		2,903	
機 械 器 具			—	—		—	—		—	
船 舶	汽 船	千 隻	84	620	(2.6)	86	347	(3.6)	△2	273
	ト ン		24			22			1	
	艦 船	千 隻	26	2,535	(10.7)	19	88	(0.9)	7	2,446
	ト ン		31			12			18	
	計		185	3,160	13.3	180	437	4.5	5	2,722
航 空 機	機	44	2,722	11.5	42	138	1.4	2	2,583	
地 上 権 等	千平方メートル	105	3	0.0	3	0	0.0	101	2	
特 許 権 等	千 件	15	0	0.0	1	0	0.0	13	0	
政 府 出 資 等			10,255	43.2		7,255	74.9		2,999	
不 動 産 の 信 託 の 受 益 権	件	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計			23,746	100.0		9,692	100.0		14,054	

（注）数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第11表 国有財産区分別増減額（令和4年度）
（価格改定によるもの）

（単位 億円、％）

区 分	増		減		差 引 価 格	
	価 格	割 合	価 格	割 合		
土 立木竹	地木木	2,415	4.1	736	3.6	1,679
	樹立	167	(0.3)	—	(—)	167
		2,360	(4.0)	427	(2.1)	1,932
	竹計	1	(0.0)	—	(—)	1
建 工機	物	2,529	4.3	427	2.1	2,101
	械器	—	—	1,558	7.6	△1,558
		—	—	2,941	14.4	△2,941
		—	—	—	—	—
船 舶	汽船	—	(—)	385	(1.9)	△385
	艦雑	—	(—)	1,819	(8.9)	△1,819
		—	(—)	3	(0.0)	△3
航 空	—	—	2,208	10.8	△2,208	
地 上	—	—	3,583	17.5	△3,583	
特 許	0	0.0	0	0.0	0	
政 府 出 資	0	0.0	1	0.0	△1	
不動産の信託の受益権	52,314	88.2	9,029	44.1	43,284	
合 計	2,034	3.4	—	—	2,034	
	59,294	100.0	20,487	100.0	38,807	

（注）価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第12表 国有財産会計別増減額（令和4年度）

（単位 億円、％）

会 計	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					
一 般 会 計	8,510	2,822	893	1,760	49,919	政府出資等 35,729	54,503	65.6
特 別 会 計	259	479	149	286	27,771	政府出資等 26,840	28,537	34.4
合 計	8,770	3,302	1,042	2,047	77,691		83,041	100.0
(減 少 額)								
一 般 会 計	123,995	1,369	748	1,735	18,238	政府出資等 9,086	21,344	70.7
特 別 会 計	326	172	149	319	8,343	政府出資等 7,199	8,835	29.3
合 計	124,321	1,541	897	2,055	26,582		30,179	100.0
(差 引 額)								
一 般 会 計	△115,484	1,453	145	24	31,681	政府出資等 26,643	33,159	
特 別 会 計	△66	306	△0	△32	19,428	政府出資等 19,641	19,702	
合 計	△115,551	1,760	144	△7	51,109		52,862	

（注）1. 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

2. 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第13表 国有財産会計別増減額（令和4年度）
（価格改定による増減額を除いたもの）

（単位 億円、％）

会 計	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					
一 般 会 計	8,510	829	893	1,760	16,544	政府出資等 6,908	19,134	80.6
特 別 会 計	259	57	149	286	4,268	政府出資等 3,347	4,612	19.4
合 計	8,770	886	1,042	2,047	20,812		23,746	100.0
(減 少 額)								
一 般 会 計	123,995	712	748	246	3,602	政府出資等 2,666	4,561	47.1
特 別 会 計	326	93	149	250	4,786	政府出資等 4,589	5,130	52.9
合 計	124,321	805	897	496	8,389		9,692	100.0
(差 引 額)								
一 般 会 計	△115,484	117	145	1,514	12,941	政府出資等 4,241	14,572	
特 別 会 計	△66	△36	△0	36	△518	政府出資等 △1,241	△518	
合 計	△115,551	80	144	1,550	12,423		14,054	

（注）1. 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

2. 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第14表 国有財産分類別・種類別増減額（令和4年度）

（単位 億円，％）

分類・種類	土 地		建 物		そ の 他		計		
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
(増加額)	千平方メートル		延べ千平方メートル						
行政財産	3,241	2,578	830	1,757	12,644	立木竹	3,930	16,980	20.4
公用財産	2,810	2,251	817	1,671	8,608	船舶	3,157	12,531	15.1
公共用財産	413	135	2	17	109	工作物	81	261	0.3
皇室用財産	0	141	10	68	52	工作物	49	262	0.3
森林経営用財産	17	50	—	—	3,874	立木竹	3,744	3,924	4.7
普通財産	5,529	723	211	289	65,047	政府出資等	62,570	66,060	79.6
合 計	8,770	3,302	1,042	2,047	77,691			83,041	100.0
(減少額)									
行政財産	2,304	1,044	586	1,567	9,708	航空機	3,722	12,320	40.8
公用財産	1,541	1,025	583	1,518	8,839	航空機	3,722	11,383	37.7
公共用財産	—	5	1	36	98	工作物	97	140	0.5
皇室用財産	—	0	1	12	14	工作物	14	27	0.1
森林経営用財産	762	13	—	—	755	立木竹	630	769	2.5
普通財産	122,017	497	310	487	16,874	政府出資等	16,285	17,858	59.2
合 計	124,321	1,541	897	2,055	26,582			30,179	100.0
(差引額)									
行政財産	937	1,533	244	190	2,936	立木竹	3,287	4,660	
公用財産	1,269	1,225	234	152	△231	航空機	△999	1,147	
公共用財産	413	129	1	△18	10	立木竹	27	121	
皇室用財産	0	141	8	55	37	工作物	35	235	
森林経営用財産	△745	36	—	—	3,118	立木竹	3,113	3,155	
普通財産	△116,488	226	△99	△197	48,173	政府出資等	46,284	48,201	
合 計	△115,551	1,760	144	△7	51,109			52,862	

(注) 1. 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

2. 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第15表 国有財産分類別・種類別増減額（令和4年度）

（価格改定による増減額を除いたもの）

（単位 億円，％）

分類・種類	土 地		建 物		そ の 他		計		
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
(増加額)	千平方メートル		延べ千平方メートル						
行政財産	3,241	657	830	1,757	10,146	船舶	3,157	12,561	52.9
公用財産	2,810	653	817	1,671	8,461	船舶	3,157	10,786	45.4
公共用財産	413	3	2	17	81	工作物	81	102	0.4
皇室用財産	0	0	10	68	49	工作物	49	118	0.5
森林経営用財産	17	0	—	—	1,553	立木竹	1,423	1,553	6.5
普通財産	5,529	229	211	289	10,666	政府出資等	10,255	11,185	47.1
合 計	8,770	886	1,042	2,047	20,812			23,746	100.0
(減少額)									
行政財産	2,304	451	586	213	915	船舶	436	1,580	16.3
公用財産	1,541	451	583	210	700	船舶	436	1,362	14.1
公共用財産	—	—	1	1	8	工作物	7	9	0.1
皇室用財産	—	—	1	1	0	工作物	0	1	0.0
森林経営用財産	762	0	—	—	206	立木竹	203	206	2.1
普通財産	122,017	354	310	283	7,473	政府出資等	7,255	8,111	83.7
合 計	124,321	805	897	496	8,389			9,692	100.0
(差引額)									
行政財産	937	205	244	1,544	9,230	船舶	2,720	10,981	
公用財産	1,269	202	234	1,460	7,760	船舶	2,720	9,424	
公共用財産	413	3	1	16	73	工作物	73	93	
皇室用財産	0	0	8	67	49	工作物	49	116	
森林経営用財産	△745	△0	—	—	1,347	立木竹	1,219	1,347	
普通財産	△116,488	△125	△99	6	3,192	政府出資等	2,999	3,073	
合 計	△115,551	80	144	1,550	12,423			14,054	

(注) 1. 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

2. 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第16表 国有財産所管別増減額（令和4年度）

（単位 億円，％）

所管	土 地		建 物		そ の 他			計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル						
衆議院	—	6	3	12	21	工 作 物	20	40	0.0
参議院	—	0	—	0	2	立 木 竹	1	3	0.0
最高裁判所	11	80	23	74	77	工 作 物	75	232	0.3
内閣府	—	0	—	0	0	立 木 竹	0	0	0.0
内閣府	—	—	—	0	0	工 作 物	0	0	0.0
デジタル庁	0	458	23	111	239	工 作 物	118	809	1.0
デジタル庁	—	—	0	0	2	工 作 物	2	3	0.0
総務省	0	3	—	0	8	工 作 物	8	12	0.0
法務省	144	134	94	231	209	工 作 物	202	575	0.7
外務省	6	1	4	21	24	工 作 物	24	48	0.1
財務省	4,771	902	241	476	58,806	政府出資等	56,361	60,186	72.5
文部科学省	41	23	0	0	0	工 作 物	0	23	0.0
厚生労働省	204	70	46	38	3,887	政府出資等	3,847	3,996	4.8
農林水産省	577	83	7	11	4,032	立 木 竹	3,815	4,127	5.0
経済産業省	15	7	—	0	2,340	政府出資等	2,274	2,348	2.8
国土交通省	880	815	318	268	1,816	工 作 物	859	2,899	3.5
環境省	684	94	4	20	77	工 作 物	54	192	0.2
防衛省	1,430	620	274	777	6,142	船 舶	2,537	7,540	9.1
合計	8,770	3,302	1,042	2,047	77,691			83,041	100.0
(減 少 額)									
衆議院	—	69	5	24	22	工 作 物	22	116	0.4
参議院	—	30	—	7	8	工 作 物	8	46	0.2
最高裁判所	18	76	3	80	75	工 作 物	75	232	0.8
内閣府	—	0	—	0	0	工 作 物	0	0	0.0
内閣府	—	3	—	2	5	工 作 物	5	11	0.0
デジタル庁	14	56	12	92	177	工 作 物	95	327	1.1
デジタル庁	—	—	—	0	0	工 作 物	0	1	0.0
総務省	—	0	0	12	15	工 作 物	9	27	0.1
法務省	291	92	90	193	193	工 作 物	192	479	1.6
外務省	10	1	4	11	15	工 作 物	15	28	0.1
財務省	120,284	469	228	626	14,124	政府出資等	13,589	15,220	50.4
文部科学省	16	5	0	12	37	政府出資等	32	55	0.2
厚生労働省	260	67	83	83	888	政府出資等	832	1,039	3.4
農林水産省	2,367	42	9	26	806	立 木 竹	634	874	2.9
経済産業省	15	36	0	18	1,533	政府出資等	1,261	1,589	5.3
国土交通省	766	330	244	257	2,502	工 作 物	897	3,090	10.2
環境省	—	1	38	58	98	工 作 物	90	158	0.5
防衛省	276	257	177	545	6,073	航 空 機	3,296	6,876	22.8
合計	124,321	1,541	897	2,055	26,582			30,179	100.0
(差 引 額)									
衆議院	—	△63	△1	△12	△1	工 作 物	△2	△76	
参議院	—	△30	—	△7	△6	工 作 物	△8	△43	
最高裁判所	△6	3	20	△5	2	立 木 竹	2	△0	
内閣府	—	0	—	△0	△0	工 作 物	△0	△0	
内閣府	—	△3	—	△2	△4	工 作 物	△4	△10	
デジタル庁	△13	401	11	19	61	航 空 機	32	482	
デジタル庁	—	—	0	0	1	工 作 物	1	2	
総務省	0	2	△0	△11	△6	航 空 機	△5	△15	
法務省	△146	42	3	37	15	工 作 物	9	95	
外務省	△3	0	△0	10	9	工 作 物	9	20	
財務省	△115,513	433	12	△150	44,682	政府出資等	42,771	44,965	
文部科学省	25	17	—	△12	△36	政府出資等	△32	△32	
厚生労働省	△55	3	△36	△45	2,998	政府出資等	3,015	2,956	
農林水産省	△1,790	41	△1	△14	3,225	立 木 竹	3,181	3,252	
経済産業省	—	△29	△0	△18	806	政府出資等	1,012	759	
国土交通省	113	484	74	11	△686	政府出資等	△481	△190	
環境省	684	93	△33	△37	△21	工 作 物	△36	33	
防衛省	1,153	363	96	231	68	航 空 機	△976	663	
合計	△115,551	1,760	144	△7	51,109			52,862	

(注) 1. 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

2. 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第17表 国有財産所管別増減額（令和4年度）
（価格改定による増減額を除いたもの）

（単位 億円、％）

所 管	土 地		建 物		そ の 他		計		
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル						
衆議院	—	—	3	12	20	工 作 物	20	32	0.1
参議院	—	—	—	0	0	工 作 物	0	1	0.0
最高裁判所	11	35	23	74	75	工 作 物	75	185	0.8
内閣府	—	—	—	0	0	工 作 物	0	0	0.0
内閣府庁舎	0	257	23	111	230	工 作 物	118	600	2.5
デジタル庁	—	—	0	0	2	工 作 物	2	3	0.0
総務省	0	0	—	0	8	工 作 物	8	9	0.0
法務省	144	19	94	231	202	工 作 物	202	453	1.9
外務省	6	0	4	21	24	工 作 物	24	46	0.2
財務省	4,771	195	241	476	10,192	政府出資等	9,797	10,863	45.7
文部科学省	41	9	0	0	0	工 作 物	0	10	0.0
厚生労働省	204	42	46	38	37	工 作 物	37	118	0.5
農林水産省	577	9	7	11	1,639	立 木 竹	1,423	1,661	7.0
経済産業省	15	6	—	0	521	政府出資等	458	527	2.2
国土交通省	880	283	318	268	1,697	工 作 物	859	2,249	9.5
環境省	684	4	4	20	55	工 作 物	54	80	0.3
防衛省	1,430	22	274	777	6,100	船 舶	2,537	6,900	29.1
合 計	8,770	886	1,042	2,047	20,812		23,746	100.0	
(減 少 額)									
衆議院	—	—	5	2	0	工 作 物	0	2	0.0
参議院	—	—	—	0	0	工 作 物	0	0	0.0
最高裁判所	18	55	3	2	2	工 作 物	2	61	0.6
内閣府	—	—	—	—	0	工 作 物	0	0	0.0
内閣府庁舎	14	6	12	14	10	工 作 物	9	31	0.3
デジタル庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総務省	—	—	0	0	0	工 作 物	0	0	0.0
法務省	291	27	90	21	13	工 作 物	12	62	0.6
外務省	10	0	4	8	11	工 作 物	11	20	0.2
財務省	120,284	310	228	258	6,656	政府出資等	6,482	7,225	74.5
文部科学省	16	3	0	0	0	工 作 物	0	3	0.0
厚生労働省	260	56	83	27	771	政府出資等	767	855	8.8
農林水産省	2,367	23	9	6	215	立 木 竹	206	245	2.5
経済産業省	15	6	0	0	8	政府出資等	6	14	0.1
国土交通省	766	262	244	105	535	船 舶	347	904	9.3
環境省	—	0	38	14	16	工 作 物	9	30	0.3
防衛省	276	53	177	35	145	船 舶	88	233	2.4
合 計	124,321	805	897	496	8,389		9,692	100.0	
(差 引 額)									
衆議院	—	—	△1	10	19	工 作 物	19	29	
参議院	—	—	—	0	0	工 作 物	0	1	
最高裁判所	△6	△19	20	72	72	工 作 物	72	124	
内閣府	—	—	—	0	0	工 作 物	0	0	
内閣府庁舎	△13	251	11	97	220	航 空 機	110	569	
デジタル庁	—	—	0	0	2	工 作 物	2	3	
総務省	0	0	△0	0	8	工 作 物	8	8	
法務省	△146	△8	3	210	189	工 作 物	189	391	
外務省	△3	△0	△0	12	13	工 作 物	13	26	
財務省	△115,513	△114	12	217	3,535	政府出資等	3,315	3,638	
文部科学省	25	5	—	0	0	工 作 物	0	6	
厚生労働省	△55	△13	△36	11	△734	政府出資等	△767	△737	
農林水産省	△1,790	△13	△1	5	1,424	立 木 竹	1,216	1,416	
経済産業省	—	—	△0	0	513	政府出資等	452	513	
国土交通省	113	20	74	162	1,161	工 作 物	802	1,344	
環境省	684	4	△33	6	39	工 作 物	44	49	
防衛省	1,153	△30	96	742	5,955	船 舶	2,448	6,667	
合 計	△115,551	80	144	1,550	12,423		14,054		

(注) 1. 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

2. 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

イ. 調整上の増減

所管換、所属替、引継、引受（引継、引受とは、各省各庁で行政財産の用途を廃止し、当該財産を財務省へ引き継ぎ、財務省がこれを引き受けることをいう。）、整理替（同一部局内において、用途変更を伴わないで所属口座に異動（分割を含む。）があることをいう。）等国有財産の管理を効率化するため国の内部で行う調整に伴う増減である。

ロ. 整理上の増減

実測（土地、建物及び工作物に適用）、実査（立木竹に適用）、誤謬訂正、報告洩等による増減である。

ハ. 価格改定上の増減

令和5年3月31日現在で行った価格改定の結果による増減である。

令和4年度における国有財産の増減額を異動の内容別にみると第18表のとおりである。増加額では、対外的異動が24.6%、対内的異動が75.4%であり、減少額では、対外的異動が25.2%、対内的異動が74.8%となっている。

(1) 増加額について

増加額の主なものを挙げると次のとおりである。

イ. 対外的異動によるもの

(イ) 歳出を伴うもの

出 資（現金） 6,858億円

現金出資による政府出資等の増であり、その主なものは、一般会計から株式会社日本政策金融公庫1,403億円、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構1,100億円、独立行政法人日本芸術文化振興会500億円、独立行政法人国際協力機構470億円、財政投融资特別会計から株式会社国際協力銀行850億円、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構580億円、株式会社日本政策投資銀行500億円、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構227億円、エネルギー対策特別会計から独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構458億円、東日本大震災復興特別会計から株式会社日本政策金融公庫0.7億円である。

新 造 3,568億円

船舶2,385億円（27隻）及び航空機1,182億円（20機）の新造である。船舶の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産2,127億円（12隻）であり、航空機の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産1,071億円（13機）である。

新 設 1,642億円

工作物の新設である。主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産768億円である。

(ロ) 歳出を伴わないもの

出 資（現物） 2,964億円

現物出資による政府出資等の増であり、その主なものは、財務省所管一般会計から国際開発協会への出資2,507億円、国立大学法人奈良国立大学機構への出資

144億円である。

ロ. 対内的異動によるもの

価格改定 5兆9,294億円

政府出資等5兆2,314億円、立木竹2,529億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産2兆8,821億円であり、立木竹の主なものは、農林水産省所管一般会計の森林経営用財産2,320億円である。

実 査 868億円

立木竹の実査である。主なものは、農林水産省所管一般会計の森林経営用財産863億円である。

所属替 855億円

政府出資等347億円、船舶287億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管国債整理基金特別会計の普通財産329億円であり、船舶の主なものは、国土交通省所管一般会計の公用財産238億円である。

整理替 503億円

土地241億円、船舶109億円等である。土地の主なものは、国土交通省所管一般会計の公用財産210億円であり、船舶の主なものは、国土交通省所管一般会計の公用財産108億円である。

(2) 減少額について

減少額の主なものを挙げると次のとおりである。

イ. 対外的異動によるもの

(イ) 歳入を伴うもの

売 払 3,607億円

政府出資等3,329億円、土地268億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管財政投融资特別会計の普通財産3,294億円であり、土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産200億円である。

出資金回収 773億円

独立行政法人等への出資金を現金により回収したことによる政府出資等の減であり、主なものは、年金特別会計から独立行政法人福祉医療機構への出資467億円、労働保険特別会計から独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構への出資288億円である。

(ロ) 歳入を伴わないもの

資本金減少 2,545億円

法令の規定に基づく株式会社日本政策金融公庫の減資などによるものである。すべて政府出資等であり、主なものは、財務省所管一般会計の普通財産2,019億円である。

出 資（現物） 259億円

国立大学法人の統廃合に伴う政府出資等の減である。

ロ. 対内的異動によるもの

価格改定 2兆487億円

政府出資等9,029億円、航空機3,583億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産6,419億円であり、航空機の主なものは、防衛省所管一

第18表 国有財産増減状況（令和4年度）

（単位 億円, %）

異動の内容	土 地		建 物		そ の 他		計		
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル						
対 外 的 異 動	2,541	90	542	1,598	18,745	政府出資等	9,907	20,434	24.6
歳出を伴うもの	1,872	60	507	1,587	15,693	政府出資等	6,858	17,340	20.9
歳出を伴わないもの	669	29	35	11	3,051	政府出資等	3,049	3,093	3.7
対 内 的 異 動	6,228	3,211	500	448	58,946	政府出資等	52,662	62,607	75.4
調整上の増加	4,521	490	459	406	1,133	船 舶	399	2,030	2.4
整理上の増加	1,707	306	40	41	934	立 木 竹	868	1,282	1.5
価格改定上の増加	－	2,415	－	－	56,879	政府出資等	52,314	59,294	71.4
合 計	8,770	3,302	1,042	2,047	77,691			83,041	100.0
(減 少 額)									
対 外 的 異 動	3,051	302	383	70	7,221	政府出資等	6,907	7,594	25.2
歳入を伴うもの	2,126	268	42	7	4,106	政府出資等	4,103	4,382	14.5
歳入を伴わないもの	925	34	341	62	3,115	政府出資等	2,804	3,211	10.6
対 内 的 異 動	121,270	1,239	514	1,984	19,360	政府出資等	9,377	22,585	74.8
調整上の減少	120,808	490	465	405	1,132	船 舶	399	2,028	6.7
整理上の減少	461	12	48	21	35	工 作 物	34	69	0.2
価格改定上の減少	－	736	－	1,558	18,192	政府出資等	9,029	20,487	67.9
合 計	124,321	1,541	897	2,055	26,582			30,179	100.0
(差 引 額)	△115,551	1,760	144	△7	51,109			52,862	

(注) 1. 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。
2. 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

般会計の公用財産3,287億円である。

所屬替 855億円

政府出資等347億円、船舶287億円等である。政府出資等はすべて財務省所管般会計の普通財産であり、船舶の主なものは、国土交通省所管般会計の公用財産238億円である。

整理替 503億円

土地241億円、船舶109億円等である。土地の主なものは、国土交通省所管般会計の公用財産210億円であり、船舶の主なものは、国土交通省所管般会計の公用財産108億円である。

所管換 472億円

建物259億円、工作物177億円等である。建物の主なものは、財務省所管財政投融资特別会計の普通財産238億円であり、工作物の主なものは、財務省所管財政投融资特別会計の普通財産169億円である。

7. 国有財産の台帳価格改定

令和5年3月31日時点における価格改定の結果については、第19表のとおり3兆8,807億円の純増加となっている。

8. 国有財産の推移（統計1, 6, 7参照）

最近5か年間の国有財産の推移をみると第20表のとおりであり、各年度における増減額の主な事由についてみると、

平成30年度は前年度に比べ増加しており、要因としては、価格改定（政府出資等など）2兆9,265億円、出資（現金）（政府出資等）4,955億円などを挙げることができる。

令和元年度は前年度に比べ増加しており、要因としては、価格改定（政府出資等など）2兆8,657億円、出資（現金）（政府出資等）6,947億円などを挙げることができる。

令和2年度は前年度に比べ増加しており、要因としては、出資（現金）（政府出資等）5兆4,532億円、価格改定（政府出資等など）4兆1,271億円などを挙げることができる。

令和3年度は前年度に比べ増加しており、要因としては、出資（現金）（政府出資等）8兆845億円、価格改定（政府出資等など）4兆64億円などを挙げることができる。

令和4年度は前年度に比べ増加しており、要因としては、価格改定（政府出資等など）5兆9,294億円、出資（現金）（政府出資等）6,858億円などを挙げることができる。

なお、最近5か年間の政府出資等の年度末の現況は第21表のとおりである。

第19表 国有財産台帳価格改定結果（令和5年3月31日現在）

（単位 億円）

区 分	分 類	行 政 財 産			普 通 財 産			合 計		
		改定前価格	改定後価格	増減額	改定前価格	改定後価格	増減額	改定前価格	改定後価格	増減額
土 地	立木	146,611	147,939	1,327	51,227	51,579	351	197,839	199,519	1,679
	樹木	678	820	142	121	146	25	799	967	167
	竹	36,617	38,544	1,927	26	31	5	36,643	38,576	1,932
	計	7	8	1	1	1	0	8	10	1
	建物	37,303	39,373	2,070	149	180	31	37,452	39,554	2,101
	工作物	29,507	28,153	△1,354	4,904	4,700	△204	34,412	32,854	△1,558
	機械器具	24,133	21,559	△2,574	3,260	2,892	△367	27,394	24,452	△2,941
	汽船	—	—	—	0	0	—	0	0	—
	船舶	3,253	2,867	△385	0	0	—	3,253	2,867	△385
	雑船	15,003	13,187	△1,816	2	0	△2	15,006	13,187	△1,819
航 空	計	24	21	△3	0	0	—	24	21	△3
	機	18,281	16,075	△2,205	2	0	△2	18,284	16,075	△2,208
	機	13,993	10,410	△3,583	1	0	△0	13,995	10,411	△3,583
	特許権等	32	32	0	0	0	—	32	32	0
	政府出資等	12	11	△1	0	0	△0	13	11	△1
	不動産の受益権	—	—	—	945,439	988,724	43,284	945,439	988,724	43,284
	の	—	—	—	2,577	4,612	2,034	2,577	4,612	2,034
	合 計	269,877	263,556	△6,320	1,007,563	1,052,691	45,128	1,277,440	1,316,248	38,807

(注) 1. 本表には、価格改定対象外財産（「外国に所在する財産」等）は含まれていない。
 2. 計数は、単位未満を切り捨てているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第20表 最近5か年間の国有財産の推移

（単位 億円）

年度	年度末現在額	前年度末に対する増減額
平成30	1,085,939	17,697
令和元	1,098,712	12,773
2	1,172,598	73,885
3	1,265,485	92,887
4	1,318,347	52,862

(注) 計数は、単位未満を切り捨てている。

第20表（参考） 国有財産（土地）の推移

（単位 億㎡）

年 度	行政財産	普通財産	計
昭和45年度末	883	19	903
50	884	15	900
55	884	12	897
60	884	11	896
平成2	883	11	895
7	882	11	893
12	881	11	892
13	879	11	891
14	879	11	891
15	879	11	890
16	866	10	877
17	866	10	877
18	866	10	877
19	866	10	876
20	866	10	876
21	866	10	876
22	866	10	876
23	866	10	876
24	866	10	876
25	866	10	876
26	866	10	876
27	866	10	876
28	866	10	876
29	866	10	876
30	866	10	876
令和元	866	10	876
2	866	10	876
3	866	10	876
4	866	8	875

(注) 計数は、単位未満を切り捨てているため、計とは一致しないことがある。

第4 国の庁舎等の概況

1. 国の庁舎等の概要

(1) 国の庁舎等とは

国の庁舎等とは、庁舎、刑務所、飛行場及び自衛隊の施設など国の事務又は事業の用に供されている建物及び付帯施設並びにこれらの敷地（借り受けているものも含む）であり、各省各庁の長が管理しているが、財務大臣は国有財産の総括大臣として、効率的な整備及び効率的な使用を推進している。

(注) 庁舎等には、国家公務員宿舎、森林原野、皇居、道路及び河川等は含まない。

(2) 庁舎等の効率的な整備の推進

財務省では、庁舎等の効率的な整備を推進するため、各省各庁が新たに庁舎等を整備するに当たって、その必要性等を審査・調整し、毎年度の庁舎等の整備予算に反映させるよう努めている。

審査・調整に当たっては、国有財産の有効活用を図る観点から、既存庁舎の活用可能性等を確認し、新たに庁舎整備が必要な場合には、建替えと借受けのコスト比較を行い、最も効率的な調達方法を選択することとしている。

(3) 既存庁舎等の効率的な使用の推進

財務省では、既存庁舎等の効率的な使用を推進するため、借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出等の観点から、実地監査などを通じて、各省各庁の使用実態を把握し、「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号）（以下「庁舎法」という。）」

第21表 最近5か年間の政府出資等の推移

(単位 億円, %)

年 度	政 府 出 資	有 価 証 券	合 計 (A)	国 有 財 産 総 額 (B)	割 合 (A/B)
平成30年度末	774,637	6,141	780,779	1,085,939	71.9
令和元	779,069	6,213	785,282	1,098,712	71.5
2	847,436	4,375	851,812	1,172,598	72.6
3	937,278	5,160	942,439	1,265,485	74.5
4	982,221	6,502	988,724	1,318,347	75.0

- (注) 1. 「政府出資」とは、国が特別の法律（国際条約を含む。）の規定に基づいて特定の法人に対して出資を行ったことにより取得した出資による権利、株式及び出資証券であり、「有価証券」とは、租税物納等により取得した株式等（「政府出資」に該当するものを除く。）及び石油公団の廃止に伴いエネルギー対策特別会計が承継した株式である。
2. 原則として、市場価格のあるものは市場価格により、また、市場価格のないものは各法人の貸借対照表の総資産から総負債を差し引いた純資産額により、それぞれ年度末時点で評価したものである。
3. 価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

に基づき財政制度等審議会に付議のうえ、省庁横断的な入替調整を行うための庁舎等使用調整計画を策定している（庁舎法第4条）。

なお、平成18年4月の庁舎法等の改正では、庁舎等の床面積又は敷地に余裕が生じている場合には、行政上の用途又は目的を妨げない限度で、当該余裕部分を民間に貸し付けることも可能とするなど、既存庁舎等の効率的な使用を推進するための制度整備が図られている。

2. 特定国有財産整備計画

特定国有財産整備計画は、庁舎等を集約立体化・移転再配置する場合又は地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎を整備する場合に、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づき、財務大臣が定める国有財産の取得及び処分に関する計画である（庁舎法第5条）。

特定国有財産整備計画の策定に当たっては、財務大臣が各省各庁から提出された特定国有財産整備計画要求書について、その整備の必要性・緊要性、規模・立地条件、処分予定財産の適否等の審査を行うこととしている。

(注) 特定国有財産整備計画に基づく事業の経理については、特定国有財産整備特別会計において経理を行っていたが、同会計は、特別会計改革の一環により、平成21年度末をもって廃止された。これに伴い、平成21年度末において未完了である事業の経理を行うため、当該事業が完了するまでの間の経過措置として、財政投融资特別会計に特定国有財産整備勘定が設けられている。なお、平成22年度以降の新規事業については、一般会計において経理を行っている。

第5 国家公務員宿舎の概況（統計23参照）

国家公務員宿舎は、「国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって国等の事務及び事業の円滑な運営に資すること」を目的とした「国家公務員宿舎法」（昭和24年法律第117号）に基づき、設置されているものである。

国家公務員宿舎とは、職員及びその家族を居住させるために、国が設置する居住用の家屋及びこれに附帯する工作物その他の施設並びにこれらに供する土地をいい、研修所や講習所等に一時宿泊のために設けられている宿泊施設、公共事業関係の現場に設けられている仮設物的な合宿所、国会議員の議員宿舎、独立行政法人等の職員宿舎等は含まれない。

国家公務員宿舎は、財務大臣が定める宿舎設置計画に基づいて設置される。その方法としては、建設、購入、交換、寄付又は転用（例えば、庁舎を用途変更によって国家公務員宿舎とすること等をいう。）により行政財産として設置するものと、国以外の者の所有する財産を借り受けることにより設置するものがある。

国家公務員宿舎の設置は、原則として財務大臣が行うこととなっているが、省庁別宿舎（同一の各省各庁に所属する職員のみで貸与する目的で設置される国家公務員宿舎をいう。）で、一時に多数の宿舎を設置する必要がある場合その他の特別の事情がある場合で財務大臣が指定する場合等は、当該各省各庁の長が行うこととなっている。

また、国家公務員宿舎の維持及び管理は、合同宿舎（省庁別宿舎以外の国家公務員宿舎をいう。）については財務大臣が、省庁別宿舎については当該国家公務員宿舎の貸与を受けべき職員の所属する各省各庁の長が行うこととなっている。

なお、令和5年9月1日現在における国家公務員宿舎の総戸数は約16万1千戸となっている。

第6 財務省所管一般会計所属普通財産の現状

1. 現在額（統計25, 26, 27参照）

令和4年度末現在の財務省所管一般会計所属の普通財産（国有財産法第6条に規定する財務大臣の所管に係るもの。以下第6において同じ。）は、第22表のとおり72兆7,089億円であり、国有財産総額131兆8,347億円の55.2%を占める。

普通財産は、既に述べたように、行政財産以外は一切の国有財産をいい、行政財産に近い性格を有する財産（出資によ

る権利、アメリカ合衆国の軍隊への提供地等）及びそれ以外の財産（未利用国有地等）に大別される。前者は、直ちに処分することができない財産であるが、後者は、その時々の上の社会的要請に即応し、効率的かつ適正に、管理又は処分を行うべき性質の財産である。

2. 令和4年度中の増減（統計26、29参照）

令和4年度中の総増加額は3兆8,483億円、総減少額は9,851億円であり、差引き2兆8,632億円増加した。これを土地、建物、政府出資等の区分別にみると、第22表のとおりである。

また、価格改定の結果による増減を差し引いた増減額は第23表のとおりであり、令和4年度中の総増加額は7,137億円、総減少額は2,945億円であり、差引き4,192億円増加した。なお、価格改定による増減額は、第24表のとおりである。

普通財産の増減についても、国と国以外の者との間の異動である「対外的異動」及び国の内部における異動である「対内的異動」に分けることができる。例えば、「対外的異動」で普通財産が増加する場合として、相続税法の規定により金銭に代えて財産が物納されたとき、相続人不存在財産が民法の規定により国庫に帰属したとき、独立行政法人等に対して出資したことにより出資による権利又は出資証券等を取得したとき等が、また、減少する場合として、売却、譲与、現物出資（土地、建物、工作物等）が行われたとき等が、それぞれ挙げられる。他方、「対内的異動」により増加する場合として、各省各庁において行政財産として使用されていた財産

が行政目的の用に供されなくなり、用途廃止されて普通財産となったものを財務省が引き受けたとき等が、また、減少する場合として、行政目的の用に供するため各省各庁へ所管換したとき等が、それぞれ挙げられる。令和4年度中の異動状況を整理すると、第25表のとおりである。

3. 管理及び処分の状況

土地及び建物について、令和4年度中における処分等の実績及び年度末現在の管理状況をみると、次のとおりである。

(1) 処分等の実績

令和4年度中の処分等の実績の概要は、第26表のとおりである。

イ. 売却（統計32参照）

売却は2,749件、204億円（台帳価格：以下第6の3において同じ。）で、これを区分別にみると、土地1,796千㎡、200億円、建物延べ18千㎡、3億円である。

次に、売却を相手方別にみると、公共団体236件、36億円、公益法人7件、0.9億円、公共団体及び公益法人以外の法人913件、109億円、その他1,593件、58億円である。

また、時価売却を契約方式別にみると、一般競争契約206件、46億円（うち価格公表135件、34億円）、随意契約2,530件、145億円である。

なお、売却価格は、原則として時価額によるが、国有財産特別措置法その他の法律の規定に基づき、時価額か

第22表 財務省所管一般会計所属普通財産増減額及び現在額（令和5年3月31日現在）

（単位 億円、％）

区 分	数量 単位	増 加 額				減 少 額				現 在 額			
		数量	価 格			数量	価 格			数量	価 格		
			金額	割合			金額	割合			金額	割合	
土 地	千平方メートル	4,741	646	1.7	23.5	120,248	399	4.1	52.2	669,544	49,845	6.9	83.8
	樹 木	0	5	0.0	0.2	1	0	0.0	0.1	645	32	0.0	0.1
	立 木	0	3	0.0	0.1	3	0	0.0	0.0	513	17	0.0	0.0
	竹 計	—	0	0.0	0.0	—	—	—	—	10	0	0.0	0.0
建 物	千立方メートル	—	8	0.0	0.3	—	0	0.0	0.1	—	50	0.0	0.1
	延べ千平方メートル	39	22	0.1	0.8	44	136	1.4	17.8	3,603	3,205	0.4	5.4
工 作 物	延べ千平方メートル	63	41	0.1	1.5	102	228	2.3	29.9	6,322	1,773	0.2	3.0
	機 械 器 具	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0.0	0.0
船 隻	汽 船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	千 隻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	艦 船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	千 隻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	千隻	—	—	—	—	—	—	—	—	3	0	0.0	0.0
	千隻	—	—	—	—	—	—	—	—	3	0	0.0	0.0
地 上 権 等	千平方メートル	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0	0.0	0.0
政府出資等	—	35,729	92.8	—	—	9,086	92.2	—	—	667,603	91.8	—	
不動産の信託の受益権	件	—	2,034	5.3	73.9	—	—	—	—	2	4,612	0.6	7.8
合 計	—	38,483	100.0	—	—	9,851	100.0	—	—	727,089	100.0	—	
政府出資等を除いたもの合計	—	2,753	—	100.0	—	764	—	100.0	—	59,486	—	100.0	

（注）数量及び金額は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

らその一定割合を減額して公共団体等に売り払うものがある。この減額売払したものを相手方の用途別にみると、社会福祉施設1件、6百万円、学校施設8件、4億円、住宅3件、0.2億円、その他1件、7億円である。

(参考) 大口売払財産(1件売払数量1千㎡以上で、かつ、売買契約金額が3億円以上のもの(財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定所属財産を含む。))は、参考資料1のとおりである。

ロ. 交換(統計33参照)

実績なし。

ハ. 譲与(統計34参照)

譲与は181件、8億円である。

二. 所管換(統計35参照)

所管換は14件、28億円で、有償所管換1件、1億円、無償所管換13件、27億円である。

(2) 管理の状況

令和4年度末現在における土地及び建物についての管理の状況は、次のとおりである。

イ. 米軍へ提供中の財産

条約に基づきアメリカ合衆国の軍隊に提供中の財産は、土地69件、68,556千㎡、2兆858億円、建物5件、延べ5,517千㎡、3,103億円である。

ロ. 他省庁に使用させている財産

各省各庁に対して、その事務又は事業の遂行上必要な場合に臨時に普通財産の使用を認めている財産は、土地

25件、2,711千㎡、1,655億円、建物1件、延べ12千㎡、0.1億円である。

ハ. 地方公共団体等への貸付財産(統計28, 30, 31参照)

地方公共団体等に対する普通財産の貸付けは、(イ)時価による貸付料での貸付け(時価貸付)、(ロ)法律の規定に基づく無償での貸付け(無償貸付)及び(ハ)時価から減額した貸付料での貸付け(減額貸付)に区分される。

貸付中の財産は、土地26,041件、89,665千㎡、2兆858億円、建物588件、延べ118千㎡、10億円であり、このうち、貸付財産(土地)の内訳をみると、次のとおりである。

(イ) 時価貸付は、物納財産を物納以前から引き続き個人の住宅敷地等として使用している者に時価で貸し付けているもの等であり、21,256件、15,175千㎡、4,828億円である。

(ロ) 無償貸付は、国有財産法その他の法律の規定に従い、地方公共団体等に公園等として無償で貸し付けているものであり、4,223件、71,314千㎡、1兆4,578億円である。主なものは、公園等2,770件、59,327千㎡、1兆1,450億円、水道施設313件、3,174千㎡、510億円である。

(ハ) 減額貸付は、国有財産特別措置法その他の法律の規定に従い、地方公共団体等に対し、時価から一定の割合を減額した貸付料で貸し付けているものであり、562件、3,175千㎡、1,452億円である。

第23表 財務省所管一般会計所属普通財産増減額(令和4年度)
(価格改定による増減額を除いたもの)

(単位 億円, %)

区分	数量単位	増加額					減少額					差引	
		数量	価格			数量	価格			数量	価格		
			金額	割合	割合		金額	割合	割合			金額	
土地	千平方メートル	4,741	165	2.3	72.1	120,248	263	8.9	94.4	△115,507	△97		
	樹立木	0	0	0.0	0.0	1	0	0.0	0.2	△1	0		
立木竹	千立方メートル	0	0	0.0	0.0	3	0	0.0	0.1	△2	△0		
	竹計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
建物	千平方メートル	39	-	-	-	44	-	-	-	△5	-		
	延べ千平方メートル	63	22	0.3	9.7	102	14	0.5	5.1	△38	8		
工作物	千平方メートル	-	41	0.6	18.1	-	0	0.0	0.3	-	40		
	器具	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
船舶	汽船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	艦船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
船舶計	千隻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	雑船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
地上権等	千平方メートル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	政府出資等	-	6,908	96.8	-	-	2,666	90.5	-	-	4,241		
不動産の信託の受益権	件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	合計	-	7,137	100.0	-	-	2,945	100.0	-	-	4,192		
政府出資等を除いたもの	合計	-	229	-	100.0	-	279	-	100.0	-	△49		

(注) 数量及び金額は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第24表 財務省所管一般会計所属普通財産増減額（令和4年度）
（価格改定によるもの）

（単位 億円、％）

区 分	増 加 額			減 少 額			差 引
	価 格			価 格			価 格
	金 額	割 合		金 額	割 合		金 額
土 地	480	1.5	19.0	135	2.0	28.0	344
立木竹	樹木	5	0.0	0.2	—	—	5
	立木	3	0.0	0.1	—	—	3
	竹	0	0.0	0.0	—	—	0
	計	8	0.0	0.3	—	—	8
建築物	—	—	—	121	1.8	25.1	△121
工作物	—	—	—	227	3.3	46.9	△227
機械器具	—	—	—	—	—	—	—
船舶	汽船	—	—	—	—	—	—
	艦船	—	—	—	—	—	—
	雑船	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	
地上権等	—	—	—	—	—	—	—
政府出資等	28,821	91.9	—	6,419	93.0	—	22,402
不動産の信託	2,034	6.5	80.6	—	—	—	2,034
の受益権	—	—	—	—	—	—	—
合計	31,345	100.0	—	6,905	100.0	—	24,440
政府出資等を除いたものの合計	2,524	—	100.0	485	—	100.0	2,038

（注）金額は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第25表 財務省所管一般会計所属普通財産異動状況（令和4年度）

（単位 億円）

異 動 の 内 容	土 地		建 物		そ の 他	価格計	割合	
	数 量	価 格	数 量	価 格				
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル				%	
対外的異動	547	14	4	7	6,894 (6,889)	6,916	18.0	
歳出を伴うもの	0	0	0	—	3,844 (3,840)	3,844	10.0	
歳出を伴わないもの	547	14	4	7	3,049 (3,049)	3,071	8.0	
対内的異動	4,193	632	59	14	30,920 (28,840)	31,567	82.0	
調整上の増加	2,926	117	45	14	55 (18)	188	0.5	
整理上の増加	1,266	33	13	0	0 (0)	33	0.1	
価格改定上の増加	—	480	—	—	30,865 (28,821)	31,345	81.5	
合計	4,741	646	63	22	37,815 (35,729)	38,483	100.0	
異 動 の 内 容	土 地		建 物		そ の 他	価格計	割合	差引価格
	数 量	価 格	数 量	価 格				
(減 少 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル				%	
対外的異動	2,456	228	80	7	2,319 (2,318)	2,556	25.9	4,360
歳入を伴うもの	1,796	200	18	3	40 (40)	244	2.5	3,599
歳入を伴わないもの	660	28	61	3	2,279 (2,278)	2,311	23.5	760
対内的異動	117,792	170	21	128	6,995 (6,767)	7,295	74.1	24,272
調整上の減少	117,571	31	8	6	348 (347)	387	3.9	△198
整理上の減少	220	2	13	0	0 (—)	2	0.0	30
価格改定上の減少	—	135	—	121	6,647 (6,419)	6,905	70.1	24,440
合計	120,248	399	102	136	9,315 (9,086)	9,851	100.0	28,632

（注）1. 「その他」欄の（ ）内書は政府出資等を示している。

2. 数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第26表 財務省所管一般会計所属普通財産処分等実績（令和4年度）

（単位 億円）

区 分	土 地			建 物			合 計		
	件 数	数 量	台帳価格	件 数	数 量	台帳価格	件 数	台帳価格	割 合
		千平方メートル			延べ千平方メートル				%
売 払	2,747	1,796	200	2	18	3	2,749	204	84.6
時 価	2,734	1,777	188	2	18	3	2,736	192	79.6
減 額	13	18	11	—	—	—	13	11	4.9
交 換	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲 与	181	544	8	—	—	—	181	8	3.5
所 管 換	14	442	22	—	8	6	14	28	12.0
有 償	1	4	1	—	—	—	1	1	0.6
無 償	13	438	20	—	8	6	13	27	11.4
合 計	2,942	2,783	231	2	26	10	2,944	241	100.0

（注）数量及び価格は、単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

なお、貸付中の財産（土地）を相手方別にみると、公共団体4,825件、75,281千㎡、1兆4,944億円、公益法人315件、1,675千㎡、971億円、公共団体及び公益法人以外の法人1,863件、7,459千㎡、1,959億円、その他19,038件、5,248千㎡、2,982億円である。

二. 未利用国有地

未利用国有地は、宅地又は宅地見込地で、現に未利用となっている土地（管理委託、一時貸付等暫定活用しているものを含む。）及び現状が農地、山林等の財産で、周辺状況から判断して宅地開発が見込まれる土地（単独利用困難な土地及び特定国有財産整備計画に基づく処分すべき財産を除く。）であり、2,695件、9,208千㎡、5,283億円である。

最近5か年間の未利用国有地の推移は第27表のとおりである。

(3) 物納等有価証券の状況

政府出資等は政府出資及び物納等有価証券からなるが、物納等有価証券は租税物納及び国庫帰属により取得した有価証券である。

令和4年度中における物納等有価証券の異動状況及び年度末現在額は第28表のとおりであり、令和4年度末現在額は70億円である。

4. 普通財産（土地）の推移（統計25参照）

普通財産（土地）の面積の推移については、引受や物納等の増加要因及び売払や所管換等の減少要因があり、近年は概ね横ばいで推移していたが、令和4年度末は前年度末に比べ減少した。

5. 国有財産関係歳入（財務局分）の推移

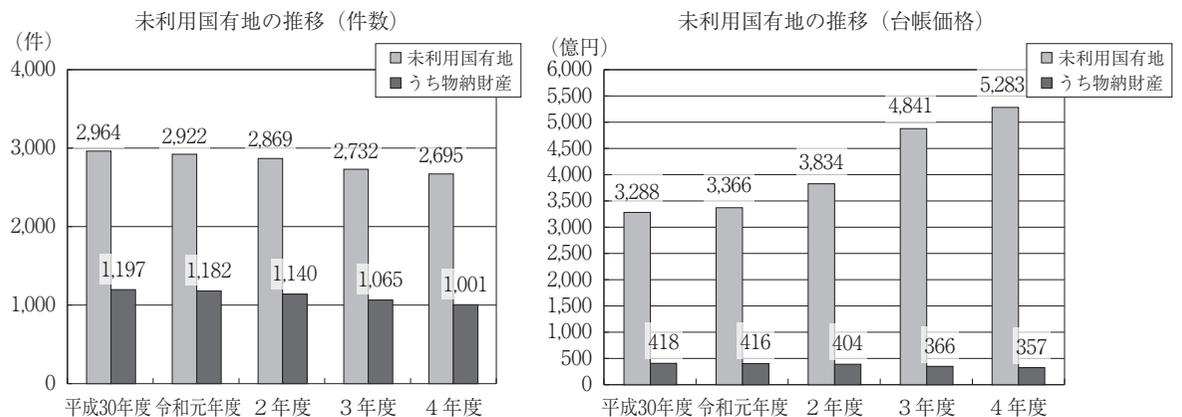
（統計36、37参照）

令和4年度の国有財産関係歳入の財務局分収納額は、733億円である。

この大宗を占めるのは国有財産売払収入（東日本大震災復興国有財産売払収入及び特定国有財産売払収入を含む。）379億円及び国有財産貸付収入341億円となっている。

なお、国有財産売払収入のうち、土地の売払収入は343億円となっている。

第27表 未利用国有地の推移



（注）計数は、単位未満を切り捨てている。

第28表 物納等価証券の異動状況及び年度末現在額（令和5年3月31日現在）

（単位 銘柄、千株 [株式]，千口 [その他証券]，億円）

区 分	令和4年度中増		令和4年度中減		令和4年度末現在額		
	数量	台帳価格	数量	台帳価格	銘柄数	数量	台帳価格
株 式	1,961	52	1,479	42	38	106,892	38
うち上場株式	1,961	50	1,455	41	14	591	11
そ の 他 証 券	4,219,077	54	1,369,101	22	84	2,849,977	31
合 計	4,221,039	105	1,370,580	65	122	2,956,869	70

- (注) 1. その他証券とは、社債、受益証券、地方債等である。
 2. 本表には、所属替等の対内的異動を含む。
 3. 数量及び価格は、単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第29表 国有財産売払収入の推移（財務局分）

（単位 億円）

区分	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
国有財産売払収入	570	602	484	529	379
土地売払代	470	308	392	441	343
一般競争入札	105	125	80	92	36
そ の 他	365	182	313	349	307

- (注) 1. 「国有財産売払収入」は、普通財産統計36、国有財産関係（財務局分）歳入科目別・年度別収納状況の「国有財産売払収入」、「特定国有財産売払収入」及び「東日本大震災復興国有財産売払収入」を合算したものである。
 2. 「一般競争入札」とは、国があらかじめ定めた価格以上で、最も高い価格をつけた者を購入者とする売却方式をいう。
 3. 「その他」は、地方公共団体等に対する随意契約等による売却方式である。
 4. 計数は、単位未満を四捨五入している。

第30表 国有財産売払収入の推移

（単位 億円）

年 度	一 般 会 計			特別会計	合 計	
	土 地	証 券	そ の 他			
平成25年度	1,359	1,315	17	27	1,955	3,314
26年度	1,361	1,208	129	25	2,946	4,308
27年度	1,263	1,147	91	24	14,689	15,952
28年度	1,704	1,670	15	19	3,833	5,537
29年度	934	897	22	15	14,454	15,388
30年度	603	498	94	10	248	850
令和元年度	667	418	222	27	3,155	3,822
2年度	526	475	42	8	199	725
3年度	546	451	85	10	12,083	12,629
4年度	404	358	34	13	3,661	4,065

- (注) 計数は、単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

最近5か年間の国有財産売払収入の推移は第29表のとおりである。

また、各省各庁所管の普通財産の売払収入を加えた国有財産売払収入の推移は第30表のとおりである。

第7 国有財産に関する審議会

国有財産に関する審議会は、財務本省に財政制度等審議会が、各財務局及び沖縄総合事務局に国有財産地方審議会が設置されている。

財政制度等審議会は、中央省庁等改革に伴う審議会等の整理合理化により廃止された国有財産中央審議会外3審議会の機能を引き継ぎ、平成13年1月6日に施行された財務省設置法（平成11年法律第95号）第6条に基づき設置された。さらに財政制度等審議会の下には、財政制度等審議会令（平成12年政令第275号）第6条に基づき、国有財産の管理及び処分に関する基本方針その他国有財産に関する重要事項の調査審議等を所掌する国有財産分科会が設置されている（開催状況は第31表のとおり）。

平成29年12月、財務大臣から財政制度等審議会に対し、「最近の国有財産行政を巡る状況を踏まえた、今後の国有財産の管理処分のあり方について」の諮問が行われた。

この諮問に関する調査審議事項について付託を受けた国有財産分科会は、専門的かつ技術的な観点から検討を行うためワーキングチームを設置し、最近の国有財産行政を巡る状況を踏まえ、国有財産に関する課題について幅広く審議を行うこととした。

具体的には、人口減少・少子高齢化などの社会経済環境の変化や国家公務員宿舎の削減計画の達成など、最近の国有財産行政を巡る状況等を踏まえた今後の国有財産の管理処分のあり方について、ワーキングチームにおいて専門的な検討・審議を重ねた上で、同分科会においても審議を行い、令和元年6月14日、答申「今後の国有財産の管理処分のあり方について－国有財産の最適利用に向けて－」の取りまとめが行われた。

国有財産地方審議会は、財務局長又は沖縄総合事務局長の諮問に応じ、国有財産の具体的な管理処分について調査審議し、これらの事項について財務局長等に意見を述べるができることとされており、令和4年度は12回開催されている（参考資料2参照）。

第31表 財政制度等審議会（国有財産分科会）の開催状況

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会第1回総会	平成13年1月19日	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針について
財政制度等審議会第1回国有財産分科会	平成13年1月23日	1. 分科会長の互選 2. 審議会議事規則の報告等 3. 部会の設置 4. 審議会から分科会への付託等の報告 5. 分科会から部会への付託等 6. 議事の公開
財政制度等審議会国有財産分科会第1回株式部会	平成13年4月23日	1. 日本電信電話株式会社株式のこれまでの処分の経緯及び処分をめぐる諸事情 2. 今後の部会の進め方 3. 議事の公開
財政制度等審議会国有財産分科会第2回株式部会	平成13年5月23日	1. 日本電信電話株式会社からのヒアリング 2. 日本電信電話株式会社株式の処分に係る各証券会社からのヒアリング
財政制度等審議会国有財産分科会第3回株式部会	平成13年5月30日	日本電信電話株式会社株式の処分に係る各証券会社からのヒアリング
財政制度等審議会国有財産分科会第4回株式部会	平成13年6月15日	今後の日本電信電話株式会社株式の処分に当たっての部会意見整理
財政制度等審議会国有財産分科会第5回株式部会	平成13年6月27日	今後における日本電信電話株式会社株式の処分の在り方について
財政制度等審議会第2回国有財産分科会	平成13年6月27日	1. 今後における日本電信電話株式会社株式の処分の在り方について（答申） 2. 報告事項 国有財産行政の現状について
財政制度等審議会第2回総会	平成13年8月30日	1. 分科会からの活動状況報告 2. フリーディスカッション
財政制度等審議会国有財産分科会第1回不動産部会	平成13年10月9日	報告事項 (1) 国有財産の使用状況実態調査等の調査結果について (2) PFI事業の取組状況について (3) 未利用国有地等の売却促進等に関する取組状況について
財政制度等審議会国有財産分科会第6回株式部会	平成14年4月22日	今後における日本たばこ産業株式会社株式の処分に当たっての主幹証券会社の選定について（答申）
財政制度等審議会国有財産分科会第2回不動産部会	平成14年5月30日	報告事項 (1) 未利用国有地の売却促進に関する取組状況等について (2) PFI方式による公務員宿舎整備の取組状況について
財政制度等審議会国有財産分科会第3回不動産部会	平成14年10月15日	1. 報告事項 (1) 行政財産等の使用状況実態調査等に係るフォローアップ結果について (2) 分譲型土地信託の入札結果の概要等について (3) 都心大口案件等について 2. 最低売払価格を示した入札について
財政制度等審議会第3回総会	平成15年1月16日	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針について
財政制度等審議会第3回国有財産分科会	平成15年2月19日	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 部会の構成、部会長の指名等 4. 分科会の運営方針について 5. 報告事項 (1) 未利用国有地の売却について (2) 平成14年度における政府保有株式（JT及びNTT株式）の売却について (3) PFI方式による公務員宿舎の整備について 6. 大口返還財産の留保地に係る利用方針について
財政制度等審議会国有財産分科会第4回不動産部会	平成15年3月3日	大口返還財産の留保地に係る利用方針について (1) 留保地問題の経緯及び現状について (2) 関係地方公共団体に対するヒアリング結果等について
財政制度等審議会国有財産分科会第5回不動産部会	平成15年4月24日	大口返還財産の留保地に係る利用方針について (1) これまでの議論の整理 (2) 渉外知事会からの留保地の利用方針に関する要請
財政制度等審議会国有財産分科会第6回不動産部会	平成15年5月22日	大口返還財産の留保地に係る利用方針について (1) 関係地方公共団体への意見照会結果について (2) 大口返還財産の留保地の取扱いに関する答申案の骨子について
財政制度等審議会国有財産分科会第7回不動産部会	平成15年6月3日	1. 米軍基地跡地（大口返還財産留保地）の処分に係る要望について 2. 「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」報告書（案）
財政制度等審議会国有財産分科会第8回不動産部会	平成15年6月24日	大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて
財政制度等審議会第4回国有財産分科会	平成15年6月24日	大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて（答申）
財政制度等審議会国有財産分科会第7回株式部会	平成16年3月11日	報告事項 (1) 平成15年度売却実績（NTT、JT自己株式取得）について (2) 今後の自己株式取得における対応について (3) 最近の株式市場の動向について

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会第5回国有財産分科会	平成16年6月17日	報告事項 (1) 政府保有NTT・JT株式の処分について (2) 「大口返還財産の留保地」答申のフォローアップについて (3) 未利用国有地の売却促進の実施状況について (4) 国家公務員宿舎使用料の改定について (5) 国立大学法人等及び独立行政法人国立病院機構の設立に伴う国有財産の承継について
財政制度等審議会第4回総会	平成17年1月17日	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針について
財政制度等審議会第6回国有財産分科会	平成17年2月16日	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 「今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について（諮問）」の説明 4. 国有財産制度部会の設置 5. 各部会の構成、部会長の指名等 6. 分科会、部会の運営方針 7. 報告事項 政府保有NTT・JT株式の処分状況
財政制度等審議会国有財産分科会第1回国有財産制度部会	平成17年2月28日	1. 今後のスケジュール 2. 国有財産制度の現状
財政制度等審議会国有財産分科会第2回国有財産制度部会	平成17年3月23日	1. 行政財産の民間利用 2. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第3回国有財産制度部会	平成17年4月7日	未利用国有地等の売却促進
財政制度等審議会国有財産分科会第4回国有財産制度部会	平成17年5月10日	庁舎の効率的な使用と整備
財政制度等審議会国有財産分科会第5回国有財産制度部会	平成17年5月31日	1. 国有財産の監査及び情報提供等 2. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第6回国有財産制度部会	平成17年6月20日	1. 国家公務員宿舎制度 2. 物納制度 3. 諸外国における地方公共団体への無償譲渡・無償貸付 4. 国有財産情報公開システムへのアクセス状況
財政制度等審議会国有財産分科会第7回国有財産制度部会	平成17年7月26日	1. 未利用国有地等の売却促進 2. 国会議決の金額基準 3. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第8回国有財産制度部会	平成17年8月3日	行政財産の民間利用
財政制度等審議会国有財産分科会第9回国有財産制度部会	平成17年8月29日	1. 庁舎等の効率的な使用と整備 2. 国有財産行政における効率性の視点の明確化 借受庁舎等に対する総轄権行使の見直し 3. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第10回国有財産制度部会	平成17年9月13日	1. 情報提供の拡充 2. 政府出資の評価方法の見直し 3. 普通財産の管理処分に関する優遇措置の見直し 4. 国有財産貸付料等に係る口座振替制度の導入 5. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第11回国有財産制度部会	平成17年10月4日	1. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－中間報告書（素案） 2. 最近の国有財産行政に関する報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第12回国有財産制度部会	平成17年10月25日	今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－中間報告書（案）
財政制度等審議会第7回国有財産分科会	平成17年11月8日	1. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－（中間答申） 2. 報告事項 政府保有NTT・JT株式の処分状況
財政制度等審議会国有財産分科会第13回国有財産制度部会	平成17年11月22日	1. 国有財産の監査 2. コスト分析等定量的分析手法の導入 3. 行政財産の貸付等 4. 国家公務員宿舎行政 5. 最近の国有財産行政に関する報告
財政制度等審議会国有財産分科会第14回国有財産制度部会	平成17年12月13日	1. 国家公務員宿舎の効率的な使用と運用の改善 2. 民間のオフィスの使用実態 3. 保有と賃借のコスト比較 4. 最近の国有財産行政に関する報告 5. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－報告書（案）
財政制度等審議会国有財産分科会第15回国有財産制度部会	平成18年1月18日	1. 最近の国有財産行政に関する報告 2. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－報告書（案） 3. 部会の調査審議事項の議決についての報告

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会第8回国有財産分科会	平成18年1月18日	1. 最近の国有財産行政に関する報告 2. 今後の国有財産の制度及び管理処分の方について－効率性重視に向けた改革－（答申） 3. 部会に付託された調査審議事項の議決について
財政制度等審議会第5回総会	平成18年2月7日	1. 会長互選 2. 各分科会の当面の課題等について
財政制度等審議会国有財産分科会第9回不動産部会	平成18年6月15日	1. 庁舎等の使用調整について 2. 特定国有財産整備計画について
財政制度等審議会第9回国有財産分科会	平成18年6月15日	1. 国有財産法等の改正について 2. 国家公務員宿舎の移転・跡地利用に関する有識者会議における検討結果について 3. 特定国有財産整備計画について
財政制度等審議会国有財産分科会第8回株式部会	平成18年11月24日	1. 諮問内容について 2. アルコール事業の民営化について 3. 日本アルコール産業株式会社の株式の処分について（答申）
財政制度等審議会国有財産分科会第10回不動産部会	平成18年12月12日	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 最近の国有財産行政について
財政制度等審議会第6回総会	平成19年1月16日	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第10回国有財産分科会	平成19年3月2日	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 各部会の構成、部会長の指名等 4. 分科会、部会の運営方針 5. 事務局からの報告事項 (1) 資産債務改革の検討状況 (2) 答申に盛り込まれた事項の実施状況 (3) 不動産部会及び株式部会における審議状況 ・中央合同庁舎第4号館及び永田町合同庁舎に係る庁舎等使用調整計画等について ・日本アルコール産業株式会社の株式の処分について (4) 特別会計に関する法律案の提出について
財政制度等審議会国有財産分科会第11回不動産部会	平成19年6月19日	庁舎等の使用調整計画について
財政制度等審議会国有財産分科会第9回株式部会	平成19年10月16日	1. 今後の政府保有株式の売却見込み等 2. 日本郵政株式会社について 3. 日本アルコール産業株式会社の株式売却について
財政制度等審議会国有財産分科会第12回不動産部会	平成20年3月18日	庁舎等の使用調整計画について
財政制度等審議会国有財産分科会第13回不動産部会	平成20年6月26日	庁舎等の使用調整計画について
財政制度等審議会第11回国有財産分科会	平成20年6月26日	1. 大口返還財産の留保地等の利用計画 2. 各部会における審議状況 3. 国有財産行政における諸課題 4. 国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議報告書について
財政制度等審議会第7回総会	平成21年1月15日	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第12回国有財産分科会	平成21年2月25日	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 各部会の構成、部会長の指名等 4. 分科会、部会の運営方針 5. 事務局からの報告事項 (1) 国有財産の売却促進のための各種方策等について (2) 国家公務員宿舎を活用した離職者への緊急的支援について
財政制度等審議会国有財産分科会第10回株式部会	平成21年2月25日	政府保有株式を取り巻く現状について
財政制度等審議会国有財産分科会第14回不動産部会	平成21年6月18日	庁舎等の使用調整計画について
財政制度等審議会国有財産分科会第15回不動産部会、第16回国有財産制度部会合同会議	平成21年6月18日	1. 庁舎・宿舎の移転・再配置計画の実行状況について 2. その他（霞が関低炭素社会について）
財政制度等審議会第8回総会	平成22年4月26日	会長の互選
財政制度等審議会第13回国有財産分科会、第16回不動産部会合同会議	平成22年6月25日	1. 庁舎等の使用調整計画について 2. 事務局からの説明 (1) 国有財産行政の現状について（新成長戦略における国有財産の有効活用について等） (2) 政府保有株式を取り巻く状況について

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会第14回国有財産分科会	平成22年12月9日	報告事項 国有財産行政の現状について (1) 平成21年度国有財産増減及び現在額 (2) 国有財産に係る監査 (3) 「新成長戦略における国有財産の有効活用について」のフォローアップ (4) 国有財産行政におけるPRE戦略
財政制度等審議会第9回総会	平成23年1月17日	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第15回国有財産分科会	平成23年1月17日	1. 分科会長の選任 2. 分科会長代理の指名 3. 分科会の運営方針 4. 事務局からの説明事項 国有財産行政の現状について
財政制度等審議会第16回国有財産分科会	平成23年6月28日	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 事務局からの説明 国有財産行政の現状について (1) 東日本大震災への対応 (2) 国有財産の有効活用等 (PRE戦略) についてのフォローアップ
財政制度等審議会第17回国有財産分科会	平成24年1月27日	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 事務局からの説明 (1) 国有財産監査の結果について (2) 国有財産行政の現状について
財政制度等審議会第18回国有財産分科会	平成24年5月18日	政府保有JT株式の処分について (1) 日本たばこ産業株式会社株式を取り巻く状況 (2) 過去のJT株式の処分に係る審議会付議状況 (3) JT株式 (「2分の1以上」⇒「3分の1超」) の処分方針 (4) JT株式の第4次売出しに係る主幹事証券会社審査要領
財政制度等審議会第19回国有財産分科会	平成24年9月11日	1. 国家公務員宿舎に係るコスト比較手法の見直しについて 2. 庁舎等使用調整計画について 3. 事務局からの説明 (1) 国有財産行政の現状について (2) 売却手法の検証・改善等の検討状況について (3) 平成23年度国有財産監査の結果について
財政制度等審議会第10回総会	平成25年1月8日	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第20回国有財産分科会	平成25年2月19日	1. 分科会長の選任 2. 分科会長代理の指名 3. 分科会の運営方針 4. 事務局からの説明 「国家公務員宿舎の削減計画」(平成23年12月1日公表)に基づくコスト比較等による個別検討結果及び宿舎使用料の見直しについて
財政制度等審議会第21回国有財産分科会	平成25年6月6日	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 事務局からの説明 (1) 国有財産行政の現状について (2) 平成24年度国有財産監査の結果について
財政制度等審議会第22回国有財産分科会	平成26年2月4日	1. 分科会長代理の指名 2. 事務局からの説明 (1) 国家公務員宿舎削減計画のフォローアップについて (2) 国家公務員宿舎使用料の見直しについて (3) 最近の国有財産行政について
財政制度等審議会第23回国有財産分科会	平成26年4月14日	1. 今後の分科会の進め方 2. 事務局からの説明 (1) 日本郵政株式を取り巻く状況 (2) 政府保有株式の売却について (3) 主幹事証券会社の選定基準 3. 日本郵政株式会社からのヒアリング
財政制度等審議会第24回国有財産分科会	平成26年4月24日	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 証券市場関係者からのヒアリング (1) 日本証券業協会 (2) 野村証券株式会社 (3) 株式会社東京証券取引所
財政制度等審議会第25回国有財産分科会	平成26年5月15日	日本郵政株式会社の株式の処分について (案)
財政制度等審議会第26回国有財産分科会	平成26年6月5日	1. 日本郵政株式会社の株式の処分について 2. 庁舎等使用調整計画について 3. 事務局からの説明 (1) 最近の国有財産行政について (2) 平成25年度国有財産監査の結果について
財政制度等審議会第27回国有財産分科会	平成26年8月4日 ～8月6日	日本郵政株式会社株式の新規公開に係る主幹事証券会社審査要領
財政制度等審議会第11回総会	平成27年1月23日	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会第28回国有財産分科会	平成27年2月12日	1. 分科会長の選任 2. 分科会長代理の指名 3. 分科会の運営方針 4. 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の株式の処分について 5. 国家公務員宿舎削減計画のフォローアップについて 6. 国有財産行政の現状について
財政制度等審議会第29回国有財産分科会	平成27年6月15日	1. 千代田区大手町二丁目に所在する国有財産の管理処分について 2. 庁舎等使用調整計画について 3. 平成26年度国有財産監査の結果について 4. 日本郵政株式会社の株式の処分に係る検討経緯について
財政制度等審議会第30回国有財産分科会	平成27年11月24日	1. 介護施設整備に係る国有地活用について 2. 事務局からの説明 (1) 日本郵政株式会社の株式上場について (2) 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の株式の処分について
財政制度等審議会第31回国有財産分科会	平成28年2月10日	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 国家公務員宿舎削減計画のフォローアップについて 3. 事務局からの説明 (1) 平成28年4月以降の国家公務員宿舎使用料の引上げについて (2) 最近の国有財産行政について
財政制度等審議会第32回国有財産分科会	平成28年5月17日	1. 熊本地震への対応について 2. 一億総活躍社会の実現に向けた国有地の有効活用について 3. 平成27年度国有財産監査の結果について 4. 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）株式の売却について 5. 株主総会への対応について
財政制度等審議会第33回国有財産分科会	平成29年1月16日	最近の国有財産行政について
財政制度等審議会第34回国有財産分科会	平成29年2月17日	1. 庁舎等使用調整計画等について 2. 国家公務員宿舎削減計画のフォローアップについて 3. 普通財産を巡る状況について
財政制度等審議会第35回国有財産分科会	平成29年3月24日 平成29年3月27日 ～3月29日	庁舎等使用調整計画について
財政制度等審議会第12回総会	平成29年4月7日	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第36回国有財産分科会	平成29年5月26日	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 分科会の運営方針 4. 平成28年度国有財産監査の結果 5. 「国家公務員宿舎の削減計画」等の実施状況等について
財政制度等審議会第37回国有財産分科会	平成29年12月11日	1. 最近の国有財産行政を巡る状況を踏まえた、今後の国有財産の管理処分のあり方について（諮問） 2. 国有財産行政の最近のトピックス 3. 国家公務員宿舎使用料引上げの概要 4. 株主議決権行使について
財政制度等審議会国有財産分科会第1回ワーキングチーム	平成29年12月15日	1. ワーキングチームの運営方針 2. 普通財産の管理処分の適正性の向上
財政制度等審議会国有財産分科会第2回ワーキングチーム	平成30年1月10日	普通財産の管理処分の適正性の向上
財政制度等審議会第38回国有財産分科会	平成30年1月19日	1. 公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続き等の具体的な見直しについて 2. 庁舎等使用調整計画について
財政制度等審議会第39回国有財産分科会	平成30年3月27日	庁舎等使用調整計画について
財政制度等審議会第40回国有財産分科会	平成30年4月12日	1. 森友学園への国有地売却に関する決裁文書について 2. 国有財産の管理処分手続き等の見直しに係る通達等の改正について
財政制度等審議会第41回国有財産分科会	平成30年7月4日	1. 森友学園への国有地売却に関する調査報告書等について 2. 処分価格等の明確化について 3. 平成29年度国有財産監査の結果について
財政制度等審議会第42回国有財産分科会	平成30年7月19日 ～7月20日	庁舎等使用調整計画について
財政制度等審議会第43回国有財産分科会	平成30年9月28日	今後の国有財産の管理処分のあり方について
財政制度等審議会国有財産分科会第3回ワーキングチーム	平成30年10月22日	普通財産に関する課題について（有効活用の更なる推進）
財政制度等審議会国有財産分科会第4回ワーキングチーム	平成30年11月28日	普通財産に関する課題について（引き取り手のない不動産への対応）
財政制度等審議会第44回国有財産分科会	平成30年12月21日	1. 会計検査院のその後の検査について 2. 普通財産に関する課題について
財政制度等審議会国有財産分科会第5回ワーキングチーム	平成31年1月24日	行政財産に関する課題について（国家公務員宿舎に関する今後の対応）

区 分	開催年月日	議 題
財政制度等審議会国有財産分科会第6回ワーキングチーム	平成31年2月22日	行政財産に関する課題について 1. 国家公務員宿舎に関する今後の対応 2. 庁舎需要等への対応 3. 行政財産の有効活用
財政制度等審議会第45回国有財産分科会	平成31年3月28日	1. 行政財産に関する課題について 2. 庁舎等使用調整計画について 3. 所有者不明土地問題の検討状況について
財政制度等審議会第13回総会	平成31年4月4日	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第46回国有財産分科会	令和元年5月22日	1. 分科会長の互選について 2. 分科会長代理の指名 3. 分科会の運営方針について 4. 今後の国有財産の管理処分のあり方について 5. 平成30年度国有財産監査の結果について
財政制度等審議会第47回国有財産分科会	令和元年6月14日	1. 今後の国有財産の管理処分のあり方について-国有財産の最適利用に向けて-(答申) 2. 庁舎等使用調整計画について 3. 四谷再開発建物の権利床の入居官署について 4. 第三者チェックの実施状況について
財政制度等審議会第48回国有財産分科会	令和2年3月2日	1. 「最適利用」答申等のフォローアップについて 2. 庁舎等使用調整計画について 3. 所有者不明土地等に関する検討状況について
財政制度等審議会第49回国有財産分科会	令和2年6月8日 ～6月12日	1. 「最適利用」答申等のフォローアップについて 2. 介護施設整備に係る貸付料減額措置の延長について 3. 国有財産の貸付料等に係る債権の履行期限を延長する制度の創設等について 4. 令和元年度国有財産監査の結果について
財政制度等審議会第50回国有財産分科会	令和3年3月17日	1. 未利用国有地の管理処分の多様化について 2. 経済対策等における新たな国有財産の活用について 3. 行政財産に係る有識者勉強会の開催について
財政制度等審議会第14回総会	令和3年4月7日	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第51回国有財産分科会	令和3年6月2日	1. 分科会長の互選について 2. 分科会長代理の指名 3. 分科会の運営方針について 4. 庁舎等使用調整計画について 5. 行政財産に係る取組みについて 6. 令和2年度国有財産監査の結果について 7. 第三者チェックの実施状況について
財政制度等審議会第52回国有財産分科会	令和3年12月8日	1. 東京地下鉄株式会社の株式の処分について 2. 虎ノ門再開発建物の権利床の入居官署及び庁舎等使用調整計画(中央官衙地区事案) 3. 行政財産の未来像研究会における議論の取りまとめ結果の報告 4. 千代田区大手町二丁目所在の信託中財産の処分について 5. 経済対策等における国有財産の活用について
財政制度等審議会第53回国有財産分科会	令和4年2月21日	1. 東京地下鉄株式会社の株式の処分について 2. 庁舎等使用調整計画について 3. 「最適利用」答申及び行政財産の未来像研究会報告書を踏まえた対応について(行政財産)
財政制度等審議会第54回国有財産分科会	令和4年3月22日 ～3月28日	1. 東京地下鉄株式会社の株式の処分について 2. 東京地下鉄株式会社株式の新規公開に係る主幹証券会社審査要領
財政制度等審議会第55回国有財産分科会	令和4年5月31日	1. 令和3年度国有財産監査の結果について 2. 第三者チェックの実施状況について
財政制度等審議会第56回国有財産分科会	令和5年2月22日	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」の見直しについて 3. 地域貢献等に向けた国有財産の有効活用について 4. 国家公務員宿舎の整備について 5. 留保財産の取組状況及び利活用促進について 6. 千代田区大手町二丁目所在の信託中財産の処分について
財政制度等審議会第15回総会	令和5年4月14日	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第57回国有財産分科会	令和5年5月17日	1. 分科会長の互選について 2. 分科会長代理の指名 3. 分科会の運営方針について 4. 国有財産の現状について 5. 国家公務員宿舎の需給調整及び老朽化対策等について 6. 「最適利用」答申のフォローアップ(不動産の寄附)
財政制度等審議会第58回国有財産分科会	令和5年6月13日	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 国家公務員宿舎の需給調整及び老朽化対策等について 3. 重要土地等調査法の施行に伴う国有財産行政の対応について 4. 令和4年度国有財産監査の結果について 5. 令和4年度第三者チェックの実施状況について
財政制度等審議会第59回国有財産分科会	令和5年9月20日	株式会社商工組合中央金庫の株式の処分について

第8 国有財産の監査

1. 監査の概要

財務大臣は、国有財産の適正な方法による管理及び処分を行うため、各省各庁の長が所管する国有財産について実地監査をすることができる（国有財産法第10条ほか）。

これは、国有財産の管理及び処分に関する事務を統一し、その適正化や効率化を図る等のために財務大臣が行う国有財産に係る総括事務の一つであり、能動的な事務である。

2. 監査事務

(1) 平成23年度以降の監査について

国有財産については、売却等を通じて国の財政に貢献するとともに、地域や社会のニーズに対応した有効活用を促進することを目的として、平成23年度以降、国有財産の監査の充実・強化を図ることとし、従来の書面を中心とした監査から現地における深度ある監査へと運用を改めることとした。

(2) 令和5年度の監査方針

イ. 令和5年度監査の基本方針

令和5年度においては、①庁舎等及び宿舍の公用財産等、②各省各庁所管の普通財産の監査の順に事務量を重点的に配分することとし、実効性の高い監査を実施する。

ロ. 重点対象に係る監査の目的等

(イ) 庁舎等及び宿舍の公用財産等

- ・一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態

A 監査の目的

一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態を把握し、省庁横断的な使用調整等により有効活用を促進し、国有財産の最適利用を図る。

B 対象財産

同一地域内に所在する又は相互に業務関連性を有する機関が管理又は使用する庁舎等を複数選定。

- ・研修教育施設等の使用実態

A 監査の目的

使用実態を把握し、省庁横断的な使用調整等により、国有財産の有効活用の促進を図る。

B 対象財産

研修教育施設、宿泊等施設、会議施設及び運動施設。

- ・庁舎等及び宿舍の保全状況

A 監査の目的

社会資本ストックである既存の庁舎等及び宿舍については、維持管理状況を把握し、建物の長寿命化、効率的維持管理の促進を図る。

B 対象財産

一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態

の監査の対象財産から選定。

(ロ) 各省各庁所管の普通財産

A 監査の目的

未利用国有地等の有効活用を促進するため、処理の進捗状況を把握し、管理処分の適正化を図ることを目的とする。また、国有財産を総括する立場から、管理処分手法に関する知見等について各省各庁へ必要かつ適切な助言をしつつ、地域や社会のニーズの変化・多様化にも対応した有効活用の促進を図る。

B 対象財産

特別会計（財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定を除く。）所属及び一般会計所属の普通財産のうち次の財産から、対象を選定。

- 特別会計の廃止に伴い一般会計化された旧特別会計所属普通財産で、財務局等に引き継ぐこととされた財産
- 上記aのほか、有効活用の促進の観点から監査の実施が有効であると認められる①未利用国有地に分類される財産、②未利用国有地以外に分類される財産（市街地に所在するもの）

(3) 令和4年度の監査結果等について

イ. 国有財産監査の結果

令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、全国で436件の監査を実施し、そのうち74件（17.0%）について問題点を指摘した。

主な内容は以下のとおり。

(イ) 行政財産

監査の結果、庁舎等に確認された余剰スペースについて、非効率使用の改善を図るため、近隣庁舎の借受解消、用途廃止及び官署間での使用面積の調整を求めた。

(ロ) 普通財産

敷地の一部を国以外の者に使用させている財産について、貸付契約の適正化を求めた。

ロ. 各省各庁所管普通財産（未利用国有地）の状況

各省各庁が所管する普通財産のうち未利用国有地について、令和4年度中の財産の発生状況及び処分等処理の進捗状況を把握し、各省各庁に対して処理の促進を要請するフォローアップを実施した。

（注1）「令和4年度国有財産監査の結果」については、第32表を参照。

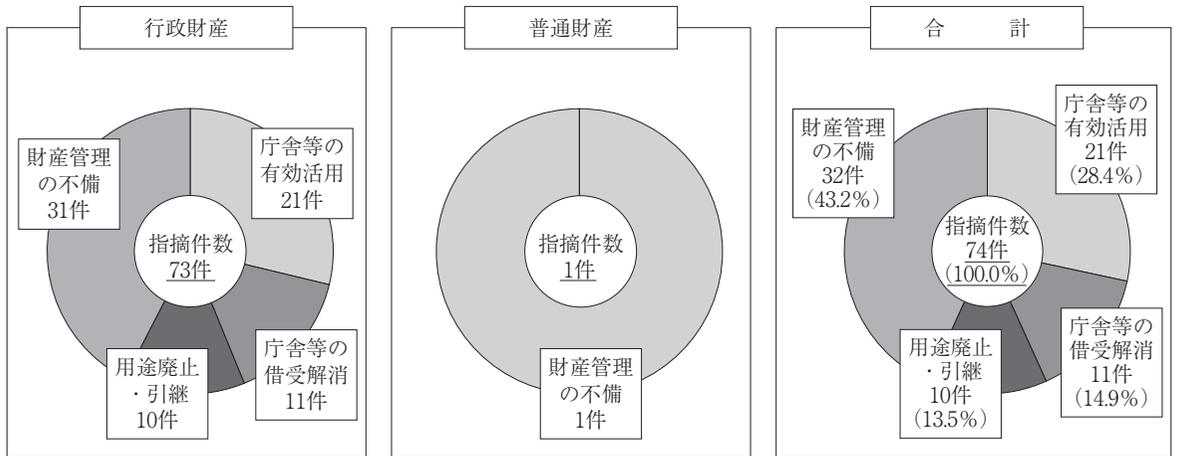
（注2）「令和4年度各省各庁所管普通財産（未利用国有地）の状況」については、第33表を参照。

（注3）令和4年度の監査結果等については、財務省のホームページで公表している。

- ・ 令和4年度国有財産監査の結果（アドレス：https://www.mof.go.jp/policy/national_property/summary/result/fy2022/index.html）

- ・ 令和4年度各省各庁所管普通財産（未利用国有地）

第32表 令和4年度国有財産監査の結果（指摘内容別）



指摘内容	行政財産		普通財産		合計	
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
庁舎等の有効活用	21 (49)	28.4 (35.3)	0 (0)	0 (0)	21 (49)	28.4 (35.3)
庁舎等の借受解消	11 (9)	14.9 (6.5)	0 (0)	0 (0)	11 (9)	14.9 (6.5)
用途廃止・引継	10 (21)	13.5 (23.0)	0 (11)	0 (11)	10 (32)	13.5 (23.0)
財産管理の不備	31 (49)	43.2 (35.3)	1 (0)	1 (0)	32 (49)	43.2 (35.3)
合計	73 (128)	100 (100.0)	1 (11)	1 (11)	74 (139)	100 (100.0)

(注) 1. 各欄の () 書きは、令和3年度監査結果の件数、割合である。
2. 割合は小数点第2位を四捨五入しているため、合計と一致しないことがある。

第33表 令和4年度各省各庁所管普通財産（未利用国有地）の状況

(単位 件, 千㎡, 億円)

区分	前年度末の保有財産	年度内の変動状況			令和4年度末の保有財産
		新規発生	処分等(注1)	その他(注2)	
件数	849	48	80	△2	815
面積	3,744	216	127	△7	3,825
台帳価格	320	32	22	0	330

(注1) 「処分等」とは、売却のほか、財務局等へ引継等の事由による減を示している。
(注2) 「その他」とは、管理態様変更、口座分割・統合、国有財産台帳価格改定、実測等の事由によるものを計上している。
(注3) 面積及び価格は、単位未満を切り捨てているため、計において一致しないことがある。

の状況（アドレス：https://www.mof.go.jp/policy/national_property/summary/property_audit/utalized_by_ministry/fy2022/index.html）

第9 国有財産に関する情報提供

財政のストックを国民に明らかにする観点から、土地をはじめとする国有財産について、法令に基づく各種報告のみならず出版物等を通じて情報提供を行っている。国有財産に関する情報については、積極的な情報の公開・発信とともに、情報提供の内容の充実や財務省ウェブサイト等の利便性向上に努めることとしている。

現在、国有財産に関して提供している情報は第34表のとおりである。

1. 法令に基づく報告

毎年度、国有財産法第34条及び第37条に基づき、国有財産増減及び現在額総計算書並びに国有財産無償貸付状況総計算書を会計検査院の検査を経たうえで国会に報告している。

また、財政法第28条に基づき、予算の参考書類として、国有財産現在高及び国有財産見込現在高に関する調書を国会に提出し、さらに同法第46条に基づき、国有財産の現在高について国民への報告を行っている。

2. 情報提供

(1) 財務省ホームページにおいて、国有財産に関する情報提供を行っており（アドレス：https://www.mof.go.jp/policy/national_property/）、最新の国有財産行政を反

第34表 国有財産に関する情報提供の現状

(1) 公表・報告

区 分 (根拠法令)	公表方法等	主な情報内容	公表等(予定)
国有財産増減及び現在額総計算書, 説明書 (国有財産法第34条)	国会(報告), 財務省ホームページ	区分(土地, 建物等)毎の数量, 価格	年1回 11月
国有財産無償貸付状況総計算書, 説明書 (国有財産法第37条)	国会(報告), 財務省ホームページ	区分(土地, 建物等)毎の数量, 価格	年1回 11月
国有財産現在高及び国有財産見込現在高に関する調査書(財政法第28条)	国会(提出)	区分(土地, 建物等)毎の数量, 価格	年1回 1月
国有財産の現在高 (財政法第46条)	官報・財務省ホームページ	区分(土地, 建物等)毎の数量, 価格	年1回 4月

(2) 情報提供 (PR)

①定期刊行物

区 分	主な情報内容	公表等(予定)
財政金融統計月報「国有財産特集」	国有財産の概要, 国有財産の現在額及び増減額, 政府出資法人の状況, 行政財産統計, 普通財産統計	年1回 3月

②財務省ホームページ(「国有財産」のページ)

区 分	主な情報内容	公表等(予定)	
国有財産の概要	国有財産の現在額, 国有財産監査の結果, 普通財産(未利用国有地)の状況, 国有財産の売却情報(各財務局等のホームページへリンク)	随時	
国有財産の一覧	国有特許権等一件別情報	国に帰属している知的財産権(特許権, 著作権, 商標権, 意匠権, 実用新案権)の登録番号, 名称, 存続期間	年1回 11月
	政府保有株式	政府保有株式の概要, 政府保有株式の売出し	随時
国有財産トピックス	国有財産に関するトピックス, 各種報道発表資料	随時	
関連資料・データ	国有財産統計, 国有財産に関する国会報告	随時	
国有財産関係法令・通達	国有財産に関する訓令, 通達	随時	
審議会・研究会等	財政制度等審議会国有財産分科会等の答申・報告書等, 報道発表, 議事要旨	随時	
出版物等	国有財産レポート	国有財産に関する制度や国有財産行政の取組状況等	年1回 8月
	パンフレット「地域に貢献する国有財産行政」	地域に密着した国有財産の活用事例(各財務局等のホームページへリンク)	年1回 7月
	財政金融統計月報「国有財産特集」	国有財産の概要, 国有財産の現在額及び増減額, 政府出資法人の状況, 行政財産統計, 普通財産統計(財務総合政策研究所のホームページへリンク)	年1回 5月

③国有財産情報公開システム

区 分	主な情報内容	公表等(予定)	
国有財産を「買う」	国有財産の売却情報	全国の財務局等が一般競争入札を行っている物件, 即購入が可能な物件の所在地, 数量, 法令上の制限, 交通機関, 最寄駅(各財務局等のホームページへリンク)	随時
	その他の売却情報	地方公共団体所有の公有財産や各省庁所有の国有財産の売却情報(各財務局等のホームページへリンク)	随時
	国有財産物件情報メールマガジン	全国の財務局等が行っている入札物件及びその開札結果, 公用・公共用の取得等要望の受付に関する情報, 一時貸付に関する情報, 事業用定期借地に関する情報, その他国有財産に関するお知らせ	随時
国有財産を「調べる」	国有財産一件別情報	全国にある国有財産の一件別の所在地, 数量, 価格, 用途地域や容積率等の法令上の制限及び地図情報	年1回 11月
国有財産を「借りる」	貸付可能物件情報	全国の財務局等における事業用定期借地による貸付や暫定活用(一時貸付)が可能な物件の所在地, 数量(各財務局等のホームページへリンク)	随時

財務局等所在地、電話番号及びホームページアドレス

財務本省、財務局等名	郵便番号	所在地	電話番号(代表)	ホームページアドレス
財務本省	100-8940	東京都千代田区霞が関3-1-1	03-3581-4111	https://www.mof.go.jp/
北海道財務局	060-8579	北海道札幌市北区北8条西2 札幌第1合同庁舎	011-709-2311	https://lfb.mof.go.jp/hokkaido/
東北財務局	980-8436	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-263-1111	https://lfb.mof.go.jp/tohoku/
関東財務局	330-9716	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-1111	https://lfb.mof.go.jp/kantou/
北陸財務局	921-8508	石川県金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	076-292-7860	https://lfb.mof.go.jp/hokuriku/
東海財務局	460-8521	愛知県名古屋市中区三の丸3-3-1	052-951-1772	https://lfb.mof.go.jp/tokai/
近畿財務局	540-8550	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6949-6390	https://lfb.mof.go.jp/kinki/
中国財務局	730-8520	広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	082-221-9221	https://lfb.mof.go.jp/chugoku/
四国財務局	760-8550	香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎(南館)	087-811-7780	https://lfb.mof.go.jp/shikoku/
九州財務局	860-8585	熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	096-353-6351	https://lfb.mof.go.jp/kyusyu/
福岡財務支局	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	092-411-5095	https://lfb.mof.go.jp/fukuoka/
沖縄総合事務局財務部	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-0091	https://www.ogb.go.jp/zaimu

財務局等を設置していない都府県には財務事務所を設置している。

映した「国有財産レポート」や国有財産の現在額等の各種統計資料、「国有財産に関する国会報告」、「国有財産関係法令・通達」などを掲載している。

また、「国有財産の売却情報」では、全国の財務局等のホームページへのリンクにより、国有財産の入札、処分結果等の情報提供を行っている。

- (2) 国有財産情報公開システム(アドレス：<https://www.kokuyuzaisan.mof.go.jp/info/>)において国有財産に関する情報を、①「買う」、②「調べる」、③「借りる」に区分し、掲載している。

また、国有財産の売却等に関する情報をタイムリーに配信するために、「国有財産物件情報メールマガジン」の登録を受け付けている。

① 国有財産を「買う」

全国の財務局等における国有財産の売却情報等のリンク先を掲載している。

② 国有財産を「調べる」

全国にある国有財産について一件別に所在地、数量、価格のほか、用途地域や容積率等の法令上の制限、地図情報等を掲載している。

③ 国有財産を「借りる」

全国の財務局等における事業用定期借地による貸付や暫定活用(一時貸付)が可能な物件の情報のリンク先を掲載している。

第10 未利用国有地の有効活用と権利付財産の売却

1. 未利用国有地及び権利付財産の引受・保有・売却状況

(1) 未利用国有地の保有状況

令和4年度末現在の未利用国有地は、2,695件、台帳価格5,283億円である。

なお、未利用国有地の処分等結果については財務省のホームページ(アドレス：https://www.mof.go.jp/policy/national_property/summary/property_audit/non-utilized_land/fy2022/index.html)等で公表している。

(注1) 未利用国有地の処分等結果については第35表を、令和4年度末現在の保有状況については第36表を参照。

(注2) 平成25年度からの物納不動産(土地)の引受状況の推移は第37表のとおりである。

(2) 未利用国有地及び権利付財産の売却状況

令和4年度までの未利用国有地の入札実施状況は第38表のとおりである。令和4年度においては、485件の一般競争入札を実施し、このうち202件が成約に至っている。

また、借地人等権利者がいる権利付財産の売却状況は第39表のとおりである。

第35表 未利用国有地の処分等結果

(単位 件, 千㎡, 億円)

区分	前年度末現在の保有財産			年度内の変動状況(注1)									令和4年度末時点の保有財産		
				新たに未利用国有地とした財産			処分等した財産			変更等による増減(注3)					
	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格
地方公共団体等利用財産	253	2,629	3,421	50	313	66	29	64	46	56	1,428	394	330	4,307	3,835
処分対象財産(注2)	(1,186) 2,479	(3,391) 4,601	(1,129) 1,419	78	217	40	208	195	44	16	277	32	(1,172) 2,365	(3,579) 4,901	(1,172) 1,447
合計	2,732	7,231	4,841	128	531	107	237	259	91	72	1,705	426	2,695	9,208	5,283
うち売却した財産(注4)							231	224	66						

(注) 1. 財務省が所管する一般会計所属普通財産のうち未利用国有地について、令和4年度の処理実績を取りまとめたものである。

2. 「処分対象財産」とは、一般競争入札等により処分する予定の財産である。

なお、上段()内書きは、境界等係争中の財産、接面道路が建築基準法の基準に満たない財産、土地区画整理事業の施行区域内に所在する財産など処分が困難な財産である。

3. 「変更等による増減」とは、区分の変更、実測、国有財産台帳価格改定などによる増減である。

4. 「うち売却した財産」の売却額は、99億円である。

5. 面積及び価格は、単位未満を切り捨てているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第36表 未利用国有地の保有件数等の内訳

(単位 件, 億円)

区分	国利用		国利用以外										合計		物納構成比		
			地方公共団体等利用		入札未実施		売残		処分困難								
	件数	台帳価格	件数	台帳価格	件数	台帳価格	件数	台帳価格	件数	台帳価格	件数	台帳価格	件数	台帳価格	件数	台帳価格	
全国	全体	67	766	2,628	4,515	263	3,068	429	173	764	102	1,172	1,172	2,695	5,283		
	うち物納	8	4	993	353	38	8	149	37	282	47	524	260	1,001	357	37.1%	6.8%
	対合計比	2.5%	14.5%	97.5%	85.5%	9.8%	58.1%	15.9%	3.3%	28.3%	1.9%	43.5%	22.2%	100.0%	100.0%		

(注) 1. 各計数は、令和4年度末現在である。

2. 価格は単位未満を切り捨てており、割合は単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第37表 物納不動産(土地)の引受状況の推移

(単位 件, 千㎡, 億円)

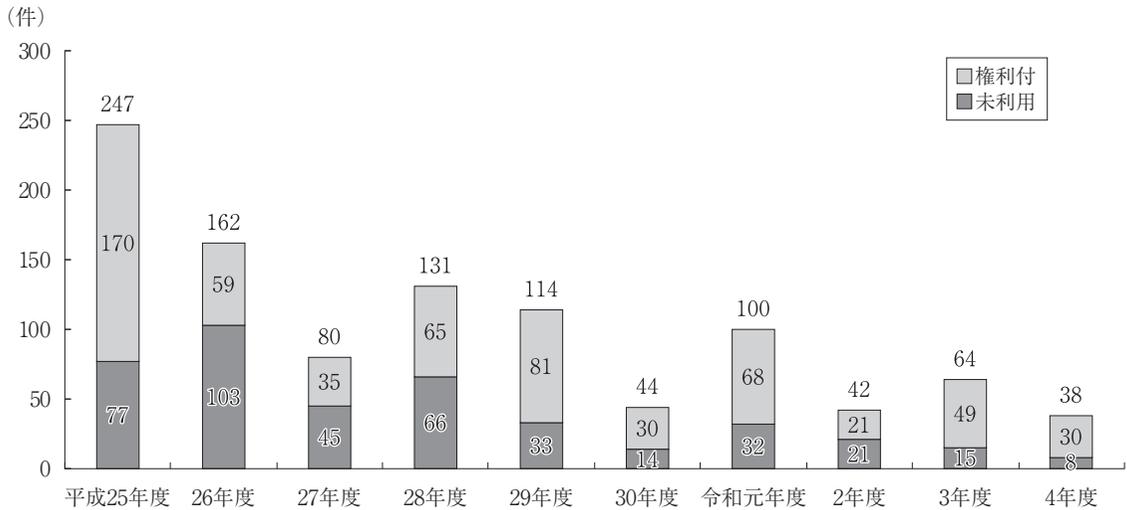
年度	平成25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	
未利用	件数	77	103	45	66	33	14	32	21	15	8
	数量	102	112	37	94	35	18	31	18	11	15
	台帳価格	29	38	18	26	9	7	11	4	3	5
権利付	件数	170	59	35	65	81	30	68	21	49	30
	数量	26	14	5	6	13	5	9	3	8	3
	台帳価格	22	9	6	5	12	5	11	4	10	5

(注) 1. 権利付とは、借地契約・借家契約の対象となっているものである。

2. 件数は、財務局における管理上の件数である。

3. 数量及び価格は、単位未満を四捨五入している。

第37表 参考



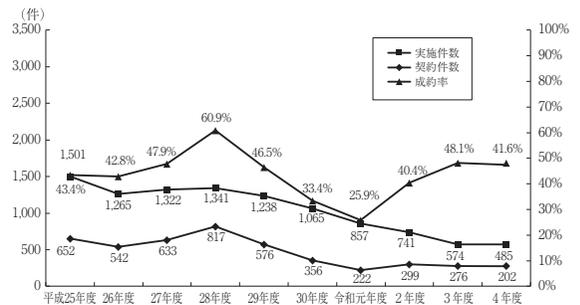
第38表 未利用国有地の入札実施状況（一般会計）

(単位 件, 億円, %)

実施年度	一般競争入札			成約率
	実施件数	契約件数	契約金額	
平成25	(670) 1,501	(296) 652	(114) 777	43.4
26	(540) 1,265	(242) 542	(86) 829	42.8
27	(504) 1,322	(231) 633	(111) 557	47.9
28	(257) 1,341	(121) 817	(61) 1,311	60.9
29	(436) 1,238	(195) 576	(111) 325	46.5
30	(376) 1,065	(122) 356	(36) 113	33.4
令和元	(312) 857	(80) 222	(14) 126	25.9
2	(215) 741	(87) 299	(33) 108	40.4
3	(191) 574	(104) 276	(36) 96	48.1
4	(133) 485	(75) 202	(19) 41	41.6

(注) 1. 各年度に一般競争入札を実施したもの（不落随契で売却したものを含む。）の契約状況であり、翌年度に契約したものも含まれる。
 2. 金額は、単位未満を四捨五入している。
 3. 上段（ ）内書は物納財産である。
 4. 未利用国有地以外の財産について入札を実施したものを含む。

第38表 参考



2. 多様な管理処分手法の導入

未利用国有地については、売却等を通じて国の財政に貢献するとともに、地方公共団体等と連携を図り、地域や社会のニーズに対応した有効活用を図っていくこととし、個々の土地の特性に応じた多様な手段を選択できるよう管理処分手法の多様化を図っている。なお、これまでの取組みは第40表のとおりである。

(1) 未利用国有地の処分手法

イ. 未利用国有地の一般競争入札に当たって、物納不動産（土地）については、税外収入確保の観点から、更なる売却促進を図ることを目的として、平成14年度に最低売却価格（予定価格）を公表した入札制度を導入した。

また、平成24年11月に東日本大震災の復興財源の確保及び行政改革を推進する観点から、物納不動産（土地）に限らず、すべての不動産について最低売却価格（予定価格）を公表する制度改正を行い、更なる売却促進を図ることとした。

なお、令和元年6月の財政制度等審議会国有財産分科

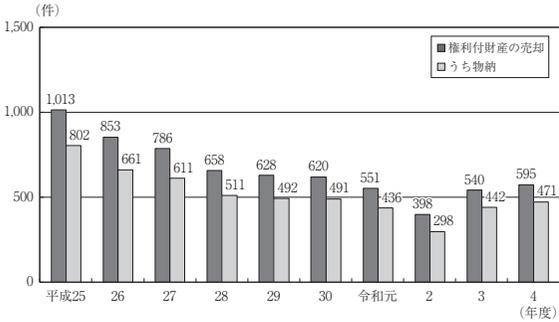
第39表 権利付財産の売却状況（土地）

（単位 件、億円）

年度	全 体		うち物納	
	件数	金額	件数	金額
平成25	1,013	174	802	140
26	853	183	661	116
27	786	116	611	99
28	658	109	511	84
29	628	143	492	87
30	620	90	491	72
令和元	551	86	436	72
2	398	62	298	56
3	540	122	442	116
4	595	129	471	94

（注）金額は、単位未満を四捨五入している。

第39表 参 考



会の答申を受け、有用性が高く希少な国有地については、将来世代における行政需要に備えつつ地域のニーズに対応するため、国が所有権を留保し（留保財産）、定期借地権による貸付を行うことで最適利用を図ることとしており、令和5年9月末時点において62件が留保財産に選定されている。

ロ. 平成14年度には、現状では売却が難しい財産について、分筆、造成、ライフライン整備等の工事を行うことにより、付加価値を高めた上で売却する処分型信託の手法も導入した。その実績は第41表のとおりである。

ハ. なお、こうした取組みのほか、まちづくりに配慮した土地利用を行う観点から、平成13年度に地区計画活用型一般競争入札を初めて実施し、平成20年度に二段階一般競争入札を導入した。

（注1）地区計画活用型一般競争入札とは、地方公共団体と協議し、国有地を含む一定の区域を対象に地方公共団体が地区計画等の都市計画決定を行った上で行う一般競争入札。

従前より東京都中野区の警察大学校等跡地など、

第40表 これまでの管理処分手法の多様化等の取組み

実施年度	取 組 み 内 容
平成6年度	○価格公示売却制度の創設 対象：小規模な物納財産（土地300㎡、建物200㎡以下）
平成7年度	○レインズ登録による売却制度の導入 対象：一般競争入札で不落・不調物件等
平成11年度	○郵送による期間入札制度の導入
平成12年度	○SPC法に基づく証券化条件付入札の実施 対象：未利用地6物件、権利付財産8物件 ○媒介型入札の導入
平成13年度	○地区計画活用型一般競争入札を初めて実施
平成14年度	○処分型信託の導入 現状のままでは売却が難しい未利用国有地について、造成工事等により付加価値を高めて分譲を実現する信託 ○最低売却価格公表入札制度の導入 対象：1,000㎡以下の物納不動産 （注）この制度導入に伴い、価格公示売却制度は廃止
平成15年度	○最低売却価格公表入札制度に係る面積制限の撤廃
平成18年度	○売却を容易にするための交換制度の導入 対象：売却困難財産のうち立地条件が劣る不整形地等及び権利付財産のうち借地権の対象となっている土地 ○電子入札制度の導入…対象：期間入札
平成20年度	○二段階一般競争入札の導入 ○瑕疵等明示売却の導入 ○権利付財産の一般競争入札等の導入
平成21年度	○管理処分型信託（権利付財産）の実施
平成22年度	○定期借地権を利用した貸付の導入 ・社会福祉施設等の整備を目的とした地方公共団体向けの貸付（地方公共団体からの転貸を含む） ・社会福祉施設の整備を目的とした社会福祉法人への貸付 ○交換の運用拡大 相手方が地方公共団体の場合は国有財産の利用状況等から地方公共団体に処分が限定されるときは国に必要性がなくとも交換できるよう運用拡大を行った。
平成23年度	○定期借地権を利用した貸付の対象拡大 売却困難財産や売残財産を対象とした事業用定期借地権の導入
平成24年度	○最低売却価格公表入札制度の改正 対象：物納不動産に限らず、すべての不動産について最低売却価格を公表
平成26年度	○「国有財産物件情報メールマガジン」配信サービスを開始 国有地の売却等に関する更新情報や国有地取得に関する架空話の注意喚起情報を配信
平成29年度	○公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続き等の見直し すべての公共随契による処分等における契約金額の公表・見積り合せの実施、売払い前提貸付制度の廃止等
令和元年度	○国有財産の更なる有効活用 有用性が高く希少な国有地については、将来世代における行政需要に備えつつ地域のニーズに対応するため、国が所有権を留保し（留保財産）、定期借地権による貸付を行うことで最適利用を図ることとした。 ○「全国版空き家・空き地バンク」への情報掲載を開始 民間の不動産情報サイトに、国有財産に係る入札情報及び先着順受付情報を掲載 ○宅地建物取引業者による媒介を活用した売却制度の導入
令和4年度	○土地政策推進連携協議会への参画 全国10地区に設置された土地政策推進連携協議会に各財務局等が参画し、地域の課題やニーズの情報収集に努めるとともに、同協議会の構成員（地方公共団体や関係企業団体など）に対して、国有財産の売却情報や暫定活用に関する情報を提供する取組を開始 ○管理委託制度の運用拡大 買受け及び借受けに係る要望のない売残り財産等について、地方公共団体等への管理委託が困難であると認められる場合に限り、隣接土地所有者等に対し管理委託を行うことができるよう運用を拡大

第41表 土地信託の実施件数

(単位 件, ha)

信託の種類	実施財務局	契約年度	件数	面積
処分型	関東財務局	14年度	309	45
		15年度	280	41
		16年度	308	41
		17年度	153	12
		18年度	46	11
	近畿財務局	16年度	72	16
管理処分型	関東財務局	21年度	240	14
		27年度	486	18
累 計			1,894	197

(注) 面積は、単位未満を四捨五入しているため、累計の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

地方公共団体と協議を行い、地区計画を活用し一般競争入札を実施している。

(注2) 二段階一般競争入札とは、土地の利用等に関する企画提案書の内容が一定の水準に達すると認められる参加者を選定した上で行う一般競争入札。

なお、広島県広島市の二葉の里地区においては、財務局主体で地方公共団体等との協議会を立ち上げ、資産価値の向上や地域経済の活性化等の効果を実現することを目的として開発条件等を策定し、二段階一般競争入札を実施している。

(2) 権利付財産の処分手法

権利付財産については、権利者に対する買受勧奨を行うことにより権利者への売却を行ってきたが、こうした取組みのほか、平成18年度には借地権と底地権の交換、平成20年度には第三者に対する権利者との同時売却といった新たな処分手法を採り入れた。

更に、平成21年度には、主に物納不動産で借地権の付着した財産について、信託受託者が財産管理業務とあわせて権利者に対する底地の売却を行う管理処分型信託を導入した。

(3) 定期借地権を利用した貸付けの活用について

定期借地権が設定されている財産が物納又は国庫帰属された場合においては法令等に基づき取扱いが定められていたところであるが、平成22年に未利用国有地の定期借地権を利用した貸付制度を導入し、保育・介護施設等の整備等をはじめとして、貸付対象施設等を拡大している。

イ. 社会福祉分野における定期借地権を利用した貸付け

平成22年8月に、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を推進する観点から、保育・介護など人々の安心につながる分野での未利用国有地の積極的活用を図るため、定期借地制度を利用した地方公共団体への貸付制度を導入した。

制度導入後、更なる有効活用を図るため、救急医療など地域医療のための施設整備や社会福祉法人に対する直接貸付などの拡大を行った。

また、留保財産に選定された財産については、公用・公共優先の原則を基本としつつ、多様化した地域・社会のニーズに対応するため、用途を限定せず、保育・介護など以外の公的施設、公的施設と民間施設の複合施設や民間施設への貸付けを可能とした。

留保財産以外の財産については、保育・介護などの施設整備を一層促進するよう、当該施設を一定程度含む複合施設への貸付けを可能とした。

(注1) 令和4年度末時点で、地方公共団体等との間で、144ヶ所の国有地を保育所等の社会福祉分野において定期借地制度を利用した貸付契約を締結している(第42表のうち(A)参照)。

(注2) 定期借地権を利用した貸付け以外でも、社会福祉分野における国有地活用として、平成22年8月～令和4年度末までに、200ヶ所の国有地を社会福祉施設の整備を目的として国有地の売却契約を締結している。

(参考) 介護施設整備に係る国有地活用

「介護離職ゼロ」の実現に向け、用地確保が困難な都市部等において、賃料減額といった国有地の更なる活用などにより、介護施設等整備を促進することとされた。「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」(平成27年11月26日)

これを受け、都市部等における介護施設整備の加速化に資するよう、以下のとおり、定期借地権による減額貸付(貸付始期から10年間、5割を限度)等を実施し、国有地の更なる活用を図ることとしている。

対象期間：平成28年1月1日から令和8年3月31日までの間に貸付相手方を決定した定期借地権による貸付契約

対象地域：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、兵庫県及び福岡県

対象施設：特別養護老人ホーム等の施設及びこれに併設される通所施設等

ロ. 社会福祉分野以外における定期借地権を利用した貸付け

税外収入の確保や管理コストの軽減の観点から、平成24年3月、売却困難財産や売残財産を対象とした事業用定期借地制度を利用した貸付けが行えるよう制度の整備を行った。

(注) 令和4年度末時点で、社会福祉分野以外における国有地活用として、4ヶ所の国有地について、定期借地制度を利用した貸付契約を締結している(第42表のうち(B)参照)。

(4) その他

令和3年6月には、一般競争入札にかけても売却に至らなかった財産等について、国有財産法等における優遇措置

第42表 定期借地権を利用した貸付件数

(単位 件)

年度末	社会福祉分野 (A)					社会福祉分野 以外 (B)	合計
	保育関係	介護関係	障害者関係	医療関係	合計		
平成22	0	0	0	0	0	0	0
23	9	0	1	0	10	0	10
24	12	2	3	0	17	0	17
25	17	9	3	0	29	1	30
26	27	11	5	0	43	2	45
27	39	14	5	1	59	2	61
28	50	19	5	1	75	2	77
29	61	38	7	1	107	3	110
30	65	53	7	1	126	3	129
令和元	68	59	7	1	135	3	138
2	70	63	7	1	141	3	144
3	71	64	7	1	143	3	146
4	72	64	7	1	144	4	148

(注) 物納等で、国が定期借地契約の貸主の地位を継承したものを除く。

を是正(※)することなく、全て適用できるようにすることにより、管理コストを低減しつつ、地方公共団体等の公的利用を促し、地域貢献に寄与することが可能となるよう制度の整備を行った。

(※) 国有財産法等において、地方公共団体等に対して一定の公共施設の用途に供するため国有財産を処分する場合には、優遇措置(譲与、無償貸付等)を適用できる規定があるが、昭和47年以降、国の厳しい財政事情等を鑑み、一部分又は全部の面積について、優遇措置を適用しない取扱い(優遇措置の是正)を行っている。

第11 政府保有株式の売却状況

1. NTT株式

昭和60年4月、日本電信電話株式会社法(平成9年6月の法律改正により「日本電信電話株式会社等に関する法律」(昭和59年法律第85号)(以下「NTT法」という。))により、旧電電公社が民営化され日本電信電話株式会社(以下「NTT」という。)が発足し、同時に、同社の発行済株式総数1,560万株(資本金7,800億円、額面5万円)のすべてが政府の保有となった。

NTT株式については、NTT法上、政府に3分の1以上の保有義務が課せられており、全体の3分の1に当たる株式(520万株)については財政投融资特別会計投資勘定(※1)に帰属させ、残りの3分の2に当たる株式(1,040万株)については国債整理基金特別会計に帰属させることとし、売却収入を国債償還財源に充てることとした。

国債整理基金特別会計所属の株式については、昭和61年度、62年度に各195万株、63年度150万株、平成10年度、11年度、12年度に各100万株、14年度9万1,800株、15年度8万

5,157株、16年度80万株、17年度112万3,043株を売却してきた結果、すべて売却が完了した。

財政投融资特別会計投資勘定所属の株式については、平成22年11月にNTTが自己株式消却を行い、政府保有義務分に5,751万3,644株の超過が生じたことから、政府は、平成23年7月にNTTによる自己株式取得に応じて売却した。その後同様に、政府保有義務分に超過が生じた場合は、売却を行っている。

平成23年11月のNTTによる自己株式消却に伴い政府保有義務分に4,182万655株の超過が生じたことから、政府は、平成24年2月にNTTによる自己株式取得に応じて売却した。

平成25年11月のNTTによる自己株式消却に伴い政府保有義務分に6,216万6,721株の超過が生じたことから、政府は、平成26年3月及び11月にNTTによる自己株式取得に応じて売却した。

平成27年11月のNTTによる自己株式消却に伴い政府保有義務分に5,900万43株の超過が生じたことから、政府は、平成28年6月にNTTによる自己株式取得に応じて売却した。

平成30年9月のNTTによる自己株式消却に伴い政府保有義務分に4,866万6,710株の超過が生じたことから、政府は、令和元年9月にNTTによる自己株式取得に応じて売却した。

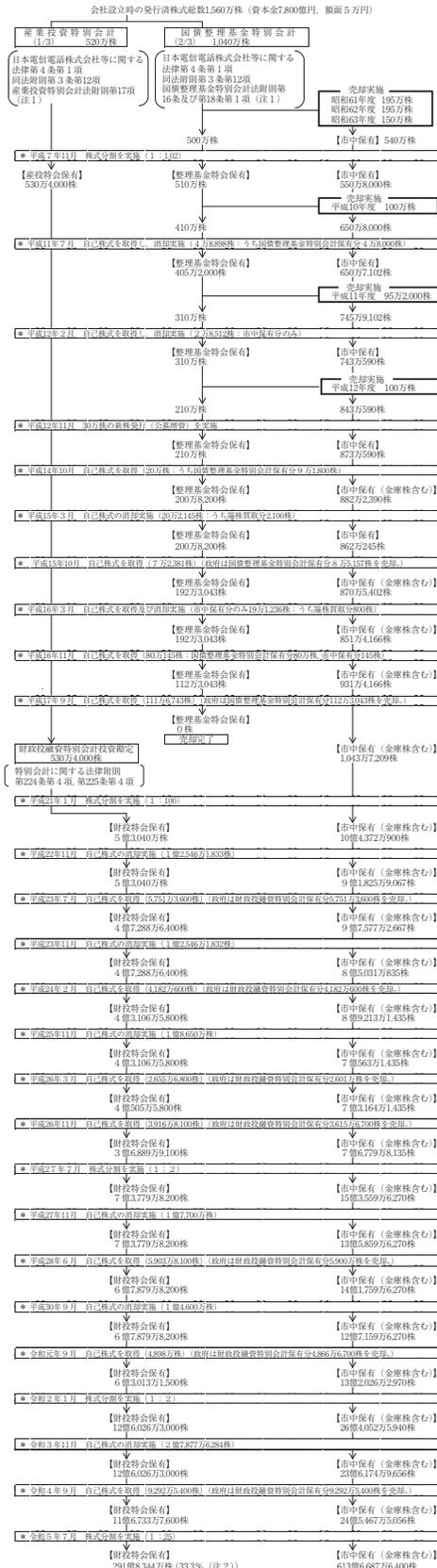
令和3年11月のNTTによる自己株式消却に伴い政府保有義務分に9,292万5,448株の超過が生じたことから、政府は、令和4年9月にNTTによる自己株式取得に応じて売却した。

この結果、現在の株式数は291億8,344万株となっている(第43表参照)。

※1 NTT株式は産業投資特別会計に所属していたが、平成20年度に、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)により、産業投資特別会計は、財政投融资特別会計投資勘定となった。

※2 株式分割(平成7年11月に1株を1.02株、平成21年1

第43表 NTT株式の概況



(注1) 特別会に関する法律により、産業投資特別会計、国債整理基金特別会計は廃止。
 (注2) NTT上の政府保有割合は、産業投資特別会計、国債整理基金特別会計の割合は33.2%。
 (注3) 株式数は単位未満の端数により合計が一致しない場合がある。

月に1株を100株、平成27年7月に1株を2株、令和2年1月に1株を2株、令和5年7月に1株を25株）を実施している。

2. JT株式

昭和60年4月、日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）（以下「JT法」という。）により、旧日本専売公社が民営化され日本たばこ産業株式会社（以下「JT」という。）が発足し、同時に、同社の発行済株式総数200万株（資本金1,000億円、額面5万円）のすべてが政府の保有となった。

JT株式については、当初、JT法において、政府にJT設立時の株式総数の2分の1以上かつ発行済株式総数の3分の1超の保有義務が課せられていたため、JT設立時の株式総数の2分の1に当たる株式（100万株）については財政投融資特別会計投資勘定に帰属させ、残りの2分の1に当たる株式（100万株）については国債整理基金特別会計に帰属させることとし、売却収入を国債償還財源に充てることとした。

JT設立時の経過措置（JT法附則第18条）として、政府に当分の間発行済株式総数の3分の2以上の保有義務が課せられていたことから、国債整理基金特別会計所属の株式のうち、平成6年度39万4,276株、8年度27万2,390株を売却した（当該時点における売却可能株式総数の売却（発行済株式総数の3分の1）が完了）。その後、平成14年4月にJT法の一部改正により上記経過措置が廃止されたことに伴い、新たに33万3,334株が売却可能となり、平成15年度4万4,000株、16年度28万9,334株を売却した（当該時点における売却可能株式総数の売却（発行済株式総数の2分の1）が完了）。

平成23年12月、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）（JT法改正を含む。）の施行により、政府保有義務は発行済株式総数の3分の1超となるとともに、財政投融資特別会計投資勘定に所属している500万株（株式分割（平成18年4月に1株を5株）を実施）のうち、166万6,666株を国債整理基金特別会計に所属替えし、売却収入を復興債償還財源に充てることとした。

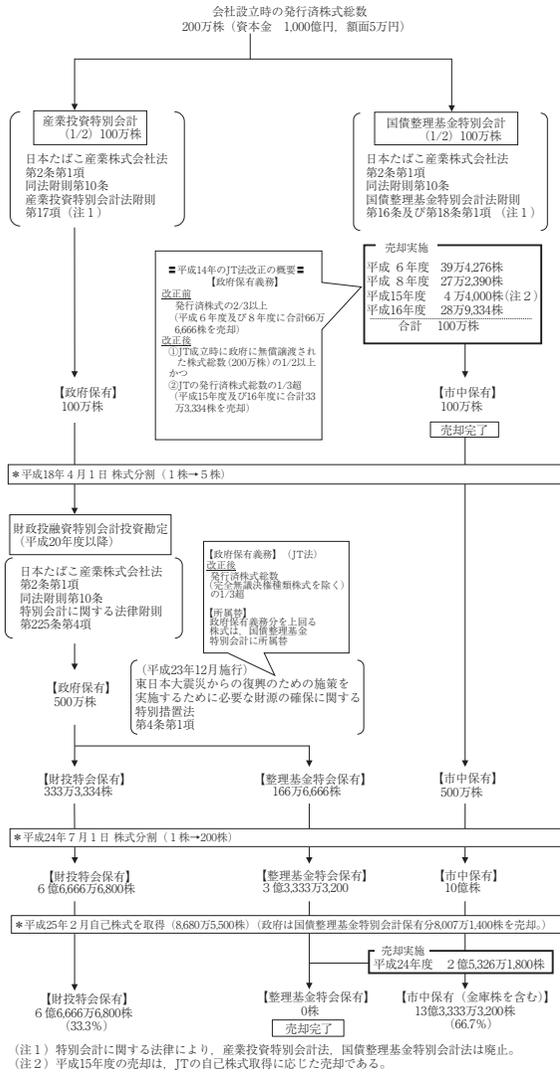
国債整理基金特別会計所属の株式については、平成24年度に3億3,333万3,200株（株式分割（平成24年7月に1株を200株）を実施）を売却した（当該時点における売却可能株式総数の売却（発行済株式総数の3分の1超）が完了）。

なお、所属替後の株式分割実施（平成24年7月に1株を200株）により、財政投融資特別会計投資勘定の株式については6億6,666万6,800株となっている（第44表参照）。

3. 日本郵政株式

平成18年1月、郵政民営化法（平成17年法律第97号）の規定により、日本郵政公社（以下「公社」という。）が日本郵政株式会社（以下「日本郵政」という。）を設立し、同時に日本郵政の発行済株式総数600万株（資本金3,000億円）のすべてが政府の保有となった。

第44表 JT株式の概況

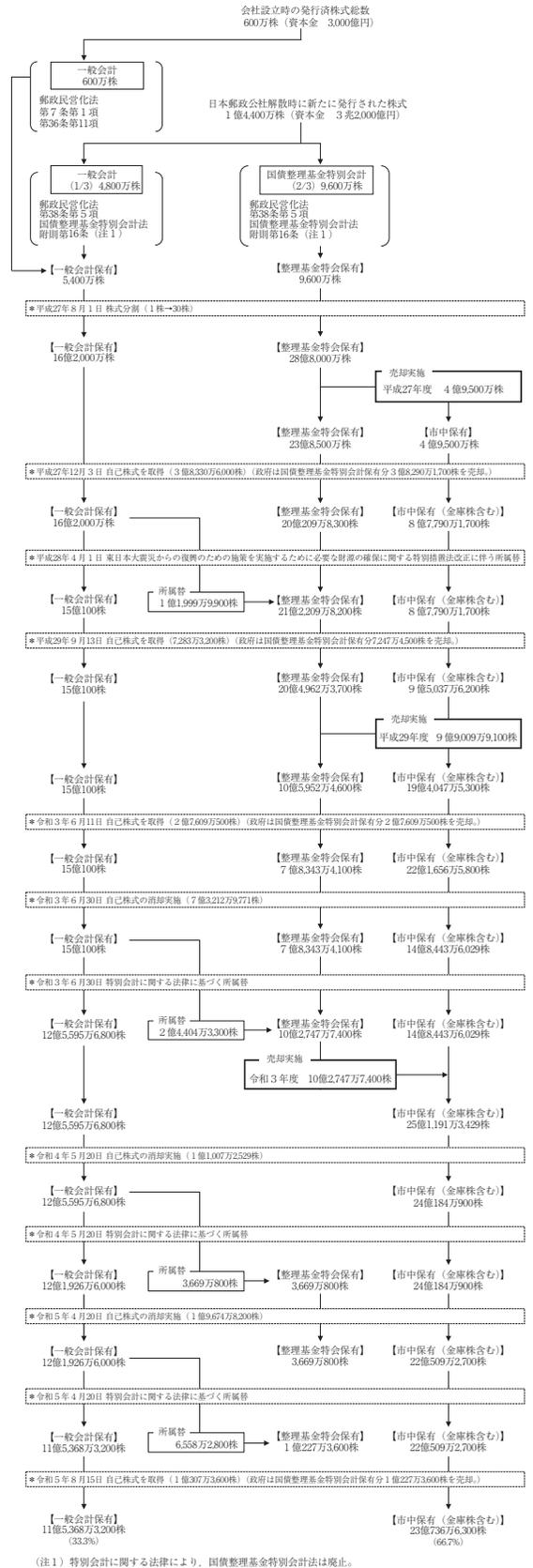


また、平成19年10月の公社解散時には、資産債務の承継の見返りとして交付された日本郵政株式1億4,400万株のすべてが政府の保有となった。

日本郵政株式については、郵政民営化法上、政府に3分の1超の保有義務が課せられており、日本郵政設立時に保有した株式及び平成19年10月に譲渡された株式の3分の1を合わせた全体の36%に当たる株式（5,400万株）については一般会計に帰属させることとした。また、残りの64%に当たる株式（9,600万株）については国債整理基金特別会計に帰属させることとし、売却収入を国債償還財源に充てることとした。

平成23年12月に施行された東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法において、租税収入以外の収入による償還費用の財源を確保するため、日本郵政株式については、できる限り早期に

第45表 日本郵政株式の概況



処分するものとされ、平成25年1月、復興推進会議において、日本郵政株式の売却収入4兆円程度を復興財源フレームに盛り込むことが決定されたことから、売却収入は復興債償還財源に充当されることとされた。

平成27年8月に株式分割（1株を30株）が実施され、一般会計所属の株式は16億2,000万株、国債整理基金特別会計に所属する株式は28億8,000万株となった。

同年11月、国債整理基金特別会計所属の株式について、4億9,500万株を売却、同年12月には日本郵政による自己株式取得に応じて3億8,290万1,700株を売却した。

平成28年4月、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により、一般会計所属の株式について、日本郵政の株式の総数の3分の1を超えて保有するために必要な数を上回る数に相当する1億1,999万9,900株を、同会計から無償で国債整理基金特別会計に所属替を行った。

平成29年9月13日、国債整理基金特別会計所属の株式について、日本郵政による自己株式取得に応じて7,247万4,500株を売却し、同月29日、9億9,009万9,100株を売却した。

令和3年6月11日、国債整理基金特別会計所属の株式について、日本郵政による自己株式取得に応じて2億7,609万500株を売却し、同月30日、日本郵政が7億3,212万9,771株の自己株式消却を行い、一般会計所属の政府保有義務分に2億4,404万3,300株の超過が生じたことから、無償で国債整理基金特別会計に所属替を行った。

令和3年10月、国債整理基金特別会計所属の株式について、10億2,747万7,400株を売却した。

令和4年5月、日本郵政が1億1,007万2,529株の自己株式消却を行い、一般会計所属の政府保有義務分に3,669万800株の超過が生じたことから、無償で国債整理基金特別会計に所属替を行った。

令和5年4月、日本郵政が1億9,674万8,200株の自己株式消却を行い、一般会計所属の政府保有義務分に6,558万2,800株の超過が生じたことから、無償で国債整理基金特別会計に所属替を行った。

令和5年8月15日、国債整理基金特別会計所属の株式について、日本郵政による自己株式取得に応じて1億227万3,600株を売却した。

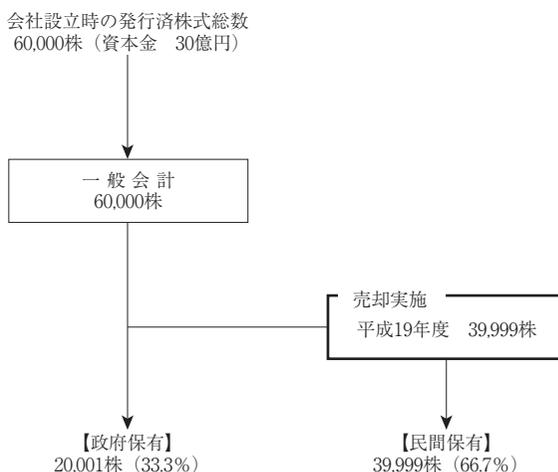
これにより、現在の株式数は一般会計所属の株式が11億5,368万3,200株となっている（第45表参照）。

4. 日本アルコール産業株式

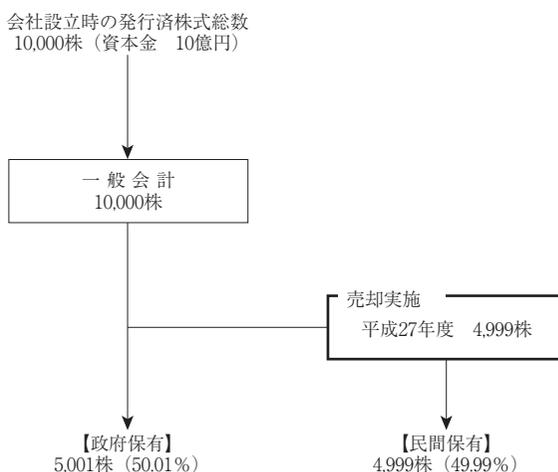
平成18年4月、日本アルコール産業株式会社（平成17年法律第32号）（以下「J.alco法」という。）により、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のアルコール製造部門が民営化され日本アルコール産業株式会社（以下「J.alco」という。）が発足し、同時に、同社の発行済株式総数6万株（資本金30億円）のすべてが政府の保有となった。

J.alco株式については、J.alco法上、政府保有義務は課さ

第46表 日本アルコール産業株式の概況



第47表 NACCSセンター株式の概況



れていない。一方、国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画（平成11年4月閣議決定）において、政府は設立後2年以内に株式の売却を開始し、できる限り早期に完全売却を図ることとされている。これを踏まえ、財政制度等審議会国有財産分科会株式部会（平成18年11月）での審議・答申を受けて、平成20年3月、発行済株式総数の約3分の2に当たる株式（3万9,999株）を一般競争入札により売却した（第46表参照）。

5. NACCSセンター株式

平成20年10月、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）（以下「NACCS法」という。）により、独立行政法人通関情報処理センターが特殊会社化され輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下「NACCSセンター」という。）が発足し、同時に、同社の発行済株式総数1万株（資本金10億円）のすべてが政府の保有となった。

NACCSセンター株式会社については、NACCS法上、政府に総株主の議決権の過半数の保有義務が課せられている。政府保有義務分を除く株式については、NACCS法において、同法の施行後できる限り速やかに売却することとされている。これを踏まえ、財政制度等審議会国有財産分科会（平成27年2月）での審議・答申を受けて、平成28年3月、発行済株式総数のうち政府保有義務分を除く分に相当する株式（4,999株）を一般競争入札により売却した（第47表参照）。